
柏原市スポーツ・レクリエーション施設 個別施設計画

令和3年（2021年）3月

柏 原 市

<目 次>

1 章	はじめに	1
1	背景と目的、位置づけ	1
2	計画の対象施設	2
3	計画の期間	3
2 章	スポーツ・レクリエーション施設を取り巻く動向	4
1	スポーツ・レクリエーション施設に関係する上位計画及び関連計画	4
2	人口動向	7
3 章	スポーツ・レクリエーション施設の現状	8
1	柏原市立体育館／柏原市立第二体育館	8
2	円明運動広場	15
3	堅下庭球場／片山庭球場	18
4	平野こどもスポーツ広場	23
5	サンヒル柏原	25
6	自然体験学習施設	30
7	施設の利用状況	33
8	施設の維持管理状況	37
4 章	スポーツ・レクリエーション施設に関する評価と課題整理	50
1	評価の考え方	50
2	施設の評価と課題	51
5 章	施設の維持・管理方針	59
1	柏原市立体育館	59
2	柏原市立第二体育館	60
3	運動広場、庭球場	61
4	サンヒル柏原	62
5	自然体験学習施設	63
6 章	施設の保全計画	64
1	保全の基本的な考え方	64
2	保全計画	65

1 章 はじめに

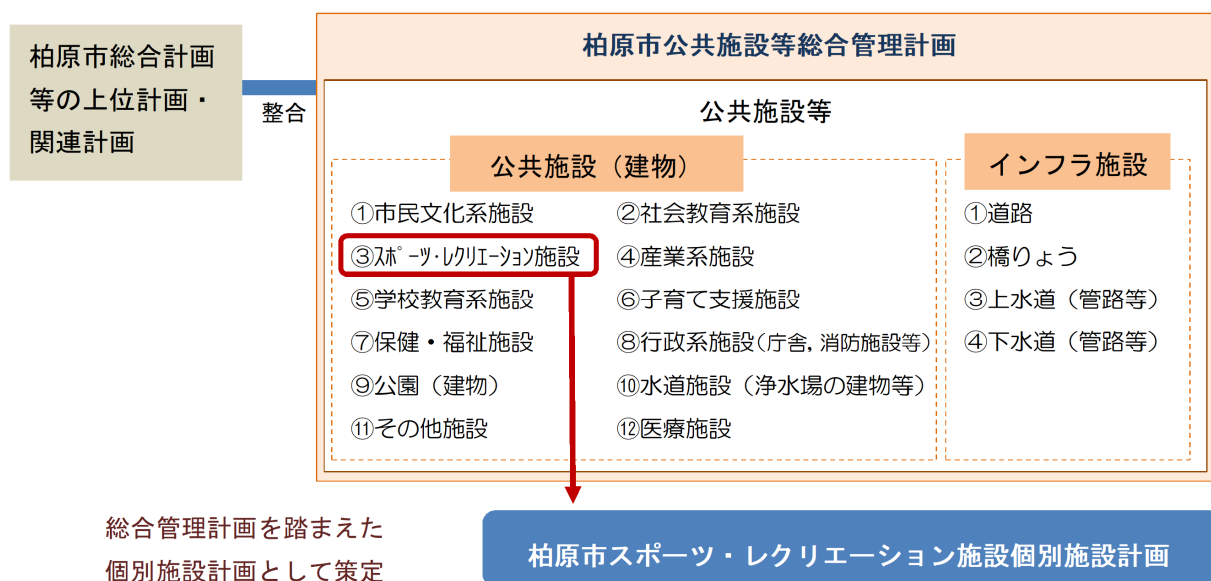
1 背景と目的、位置づけ

中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故（平成 24（2012）年）など、公共施設やインフラ施設の老朽化に伴う事故を背景として、公共施設等の老朽化問題が社会的に注目されることとなりました。こうした中、国から全国の自治体に対して「公共施設等総合管理計画」と、それを踏まえた「個別施設計画」の策定に関する要請があり、公共施設等の適切な維持管理と、計画的な更新や長寿命化に取り組むことが求められるようになりました。

これを受け本市では、公共施設等の状況を把握するとともに、長期的な視点から、施設の再編も含めた全体のマネジメント方針を示す計画として、平成 28 年度（2016 年度）に「柏原市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

今回策定する個別施設計画は、限られた財源の中で、市民サービスをより良い形で継続的に提供していく観点から、施設の特性や役割等を踏まえながら、今後の維持管理や更新・長寿命化等の方針を具体的に示すものとして策定します。

<計画の位置づけ>



【参考】総合管理計画における施設分類

施設類型	施設用途	施設分類	評価単位	施設名称
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ・レクリエーション施設	市民サービス系施設	スポーツ・レクリエーション施設	柏原市立体育館、柏原市立第二体育館、円明運動広場、堅下庭球場、片山庭球場、青谷青少年運動広場、平野こどもスポーツ広場、サンヒル柏原、自然体験学習施設、高尾山創造の森

2 計画の対象施設

本計画では、下表に示す施設を対象とします。

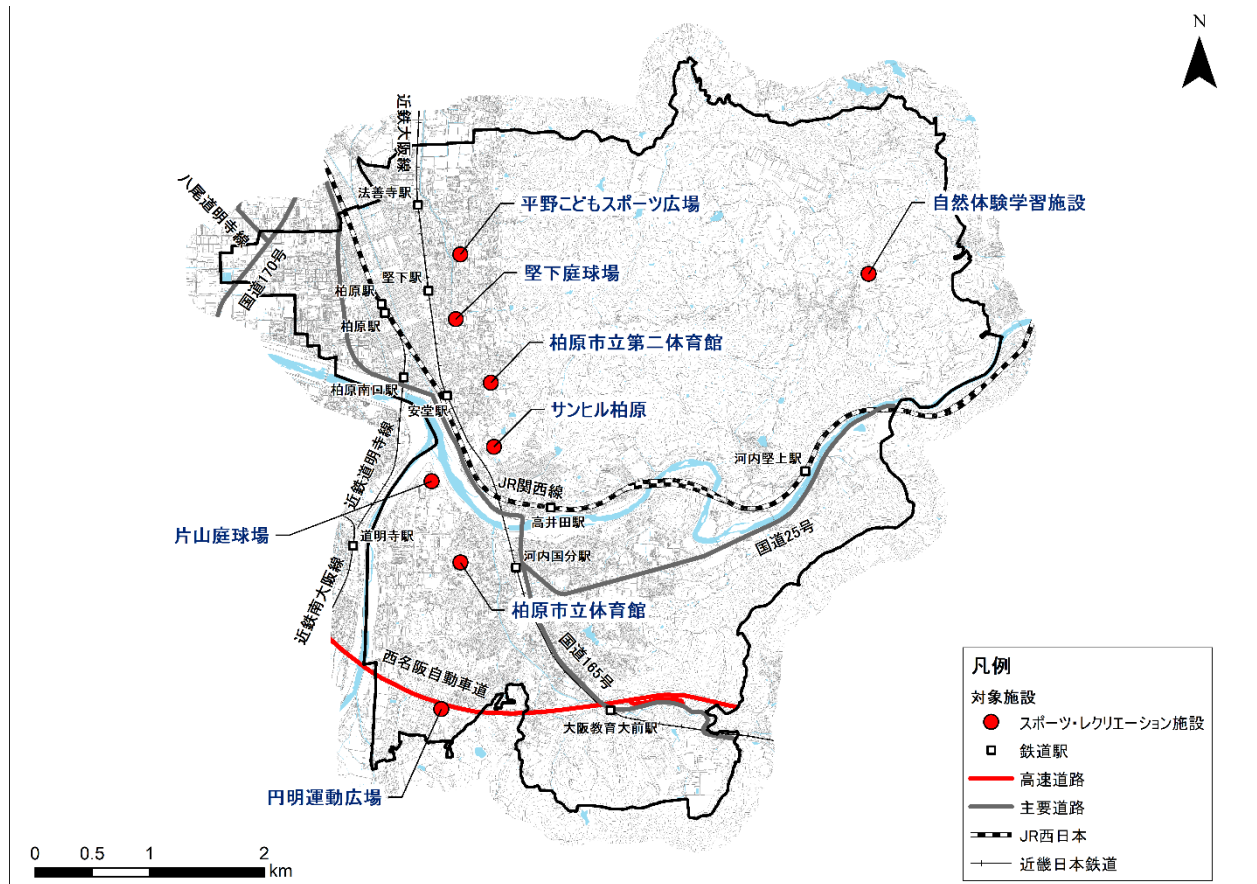
<対象施設の一覧>

	施設		所在地	建築年	建物構造	延床面積	管理形態
1	柏原市立体育館	屋内運動場・事務室・会議室	柏原市玉手町 25 番 80 号	昭和 53 年 (1978 年)	RC 造 2 階建	2,112.68 m ²	指定管理
2	柏原市立第二体育館	アリーナ・事務室他	柏原市安堂町 9 番 20 号	昭和 60 年 (1985 年)	RC 造 2 階建	918.26 m ²	指定管理
3	円明運動広場	便所	柏原市円明町 1000-170	平成 10 年 (1998 年)	RC 造 平屋建	4.41 m ²	市直営
4	堅下庭球場	管理棟	柏原市大県 3 丁目 576-1	昭和 57 年 (1982 年)	鉄骨造 平屋建	26.00 m ²	指定管理
5	片山庭球場	管理棟	柏原市片山町 541 番地	平成 3 年 (1991 年)	LS 造 平屋建	66.76 m ²	指定管理
6	平野こどもスポーツ広場	便所	柏原市平野 1 丁目 29-1	平成 8 年 (1996 年)	その他 平屋建	7.04 m ²	市直営
7	サンヒル柏原	宿泊施設及び浴場	柏原市安堂町 115 番 1	昭和 63 年 (1988 年)	RC 造 2 階建	3,681.77 m ²	民間貸付
		旧従業員用寄宿舎		平成 4 年 (1992 年)	LS 造 2 階建	261.49 m ²	
		スポーツセンター (クラブハウス)		平成元年 (1989 年)	鉄骨造 3 階建	476.00 m ²	指定管理
		スポーツセンター (レストハウス)		平成 2 年 (1990 年)	鉄骨造 平屋建	96.20 m ²	
8	自然体験学習施設		柏原市雁多尾畑 652-9	平成 27 年 (2015 年)	LS 造 平屋建	147.42 m ²	指定管理

※RC 造：鉄筋コンクリート造、LS 造：軽量鉄骨造



<対象施設位置図>



3 計画の期間

総合管理計画では、公共施設マネジメントを長期的な視点で進めるうえで、計画期間を40年間に設定しています。そのうえで、計画の見直しについては、概ね10年単位を基本に、市の財政状況や社会環境の変化、上位関連計画等の変更など、見直す必要が生じた場合に適宜見直しを行うこととしています。

本計画は、総合管理計画に示す公共施設マネジメントの基本的な方針を踏まえた上で、個別施設に関する取組みを着実に具体化させていく実行計画としての役割があります。そこで、総合管理計画の計画期間である40年間を見通しつつ、計画期間は10年間に設定した上で、実行性の高い取組みを位置づけ、PDCAサイクルに基づきながら計画の進捗を図ります。

計画期間：令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年間

2章 スポーツ・レクリエーション施設を取り巻く動向

1 スポーツ・レクリエーション施設に関係する上位計画及び関連計画

(1) 柏原市総合計画

本市の最上位計画である柏原市総合計画については、2020年度（令和2年度）を目標年次とする第4次計画の計画期間の終了を控え、第5次総合計画の策定を進めているところです。

第4次柏原市総合計画（基本計画）

（政策目標2 産業と豊かな自然が調和し、環境にやさしい事業活動や生活行動を実践している）

【施策目標2-1（自然環境）身近な自然環境が保全され、日々の営みの中で自然と親しんでいる】

重点目標2-1-1 自然保全

- 水と緑の良好な自然環境が保たれ、市民が憩い親しんでいる

（主要施策）水辺環境の整備/水質浄化の推進/森林の保全

（市民力、地域力発揮のための指針）市民が水辺や森林の自然の大切さについて理解し、主体的に自然環境保全に取り組むことができるよう、情報提供を行います

（政策目標4 人権を尊重し、地域への誇りを持った心豊かな個性と能力を発揮する人が育っている）

【施策目標4-3（生涯学習）誰もが生涯にわたって学ぶ機会があり、生きがいを持って地域で暮らしている】

重点目標4-3-2 スポーツ振興

- 誰もが気軽に楽しむ生涯スポーツが盛んである

（主要施策）スポーツの振興/スポーツ環境の充実

（市民力、地域力発揮のための指針）市民が健康の大切さを認識し日常的に自ら健康管理に取り組めるよう、意識啓発を行います

第5次柏原市総合計画（基本構想検討案）

（まちづくりの目標）

【目標4 多世代のやさしさと思いやりのあるまち】

- 子どもを取り巻く教育環境・地域環境の充実に加え、世代を超えた交流と地域社会の見守りの中で他者へのやさしさや思いやりを育むまちを目指します。
- 生涯にわたって学べる機会があり、生きがいを持って暮らせるまちを目指します。
- 多様な市民や来訪者がお互いを尊重し、出会いと交流を大切にすまちを目指します。

(2) 柏原市公共施設等総合管理計画

柏原市公共施設等総合管理計画では、基本方針として「量の最適化」、「コストの最適化」、「サービスの最適化」の3つの最適化を図ることとしています。また、施設ごとに維持・管理方針を示しています。

柏原市公共施設等総合管理計画

(第3章 公共施設等の総合的かつ計画意的な管理に関する基本方針)

【全体方針（3つの最適化）】

量の最適化：公共施設等の適正な保有量の設定

- 公共施設（建物）については、少子高齢化や人口構成の変化に伴う市民ニーズの多様化、上位計画や関連計画との整合性等を踏まえながら、施設の統合や複合化、多機能化、適正配置や再編を進め、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の最適化（縮減）を図ります。

コストの最適化：予防保全型の適切な維持・管理と負担コストの縮減

- 公共施設（建物）については、予防保全（計画的な点検や診断）による施設の改修や更新に必要な維持や管理コストの縮減、施設の長寿命化による更新時期の集中化を避け、負担コストの平準化を図ります。
- 公共施設等の整備や維持管理に要する負担コストの縮減を図るため、直営による主体的な取組だけでなく、民間ノウハウや民間の持つ技術等の民間活力の導入も進めます。

サービスの最適化：多様な手法による効率的・効果的な運営方法の見直し

- 公共施設の施設運営については、民間活力の導入を積極的に図り、効果的な事業の実施と効率的な運営を図ります。また、近隣自治体間の広域的な相互利用についても検討します。
- 公共施設（建物）については、人口ビジョンを踏まえて、今後の少子高齢化や人口構成の変化に即したサービスの最適化や優先順位の検討を行っていきます。

【維持・管理方針】

- 「柏原市立体育館」や「円明運動広場」等のスポーツ施設は、市民の健康、体力の維持増進およびスポーツの普及の拠点施設であり、市民や市外からの利用者も多いため、今後も逐次、施設の部分改修を行い施設の長寿命化を図っていきます。また、ナイター設備の改修やコートの張替等、多額の費用が必要となる改修については長期的な計画の中で適切に対応していきます。
- 「柏原市立体育館」、「柏原市立第二体育館」は、指定避難所に指定されていることから耐震診断や耐震改修を必要に応じて実施します。
- 「サンヒル柏原」については、健康増進や観光の拠点施設として市内で唯一の施設であることから、引き続き維持管理する方針ですが、市民活動の拠点として地域活性化を図れる可能性があることから、本体施設の新たな利活用、プール・テニスコートの直営化など、施設運営形態についても検討します。

(3) 柏原市生涯学習推進計画

柏原市生涯学習推進計画では、生涯スポーツの提供、子どもの健全育成等について示しています。

柏原市生涯学習推進計画

【基本目標 2】 誰もが気軽に楽しめる生涯スポーツの提供

(1) スポーツの推進

【方向性】

- あらゆる年代がスポーツを始めるきっかけづくりとなる市民参加型の行事を継続実施することにより、スポーツに関心を持つ市民の増加を図ります。
- また、年齢層に応じたスポーツ教室などの情報提供を充実するとともに、市が支援する団体などとの連携を強化し、身近な場所でスポーツを行う機会を提供していきます。その目標として、成人の 3 人に 2 人以上は週 1 回以上スポーツをすることをめざします。

(2) スポーツ環境の充実

【方向性】

- 誰もが気軽にスポーツを行うことのできる環境づくりをめざし、老朽化したスポーツ施設の改善を計画的に推進します。
- 地域のスポーツクラブにおいて、地域の課題（学校・地域連携、健康増進、体力向上、子育て支援）の解決も視野に入れて、地域住民が主体的に取り組むスポーツ活動を支援します。また、地域のクラブがスポーツを通じて「新しい公共」を担うコミュニティの拠点（コミュニティスポーツクラブ）として充実・発展していくことを促進します。

【基本目標 3】 地域のつながりによる子どもの健全育成

(1) 青少年健全育成活動の推進

【方向性】

- 子どもたちの安全な居場所を確保するとともに、豊かな自然や歴史に育まれた柏原市の環境を活かした体験学習を実施します。また、地域が一体となった体験学習や社会施設などを有効活用することにより、子どもの生きる力を育成するとともに、地域コミュニティの育成に向けた取り組みを充実させます。さらに、社会教育団体の育成・支援を通じ、地域コミュニティの活性化を図ります。

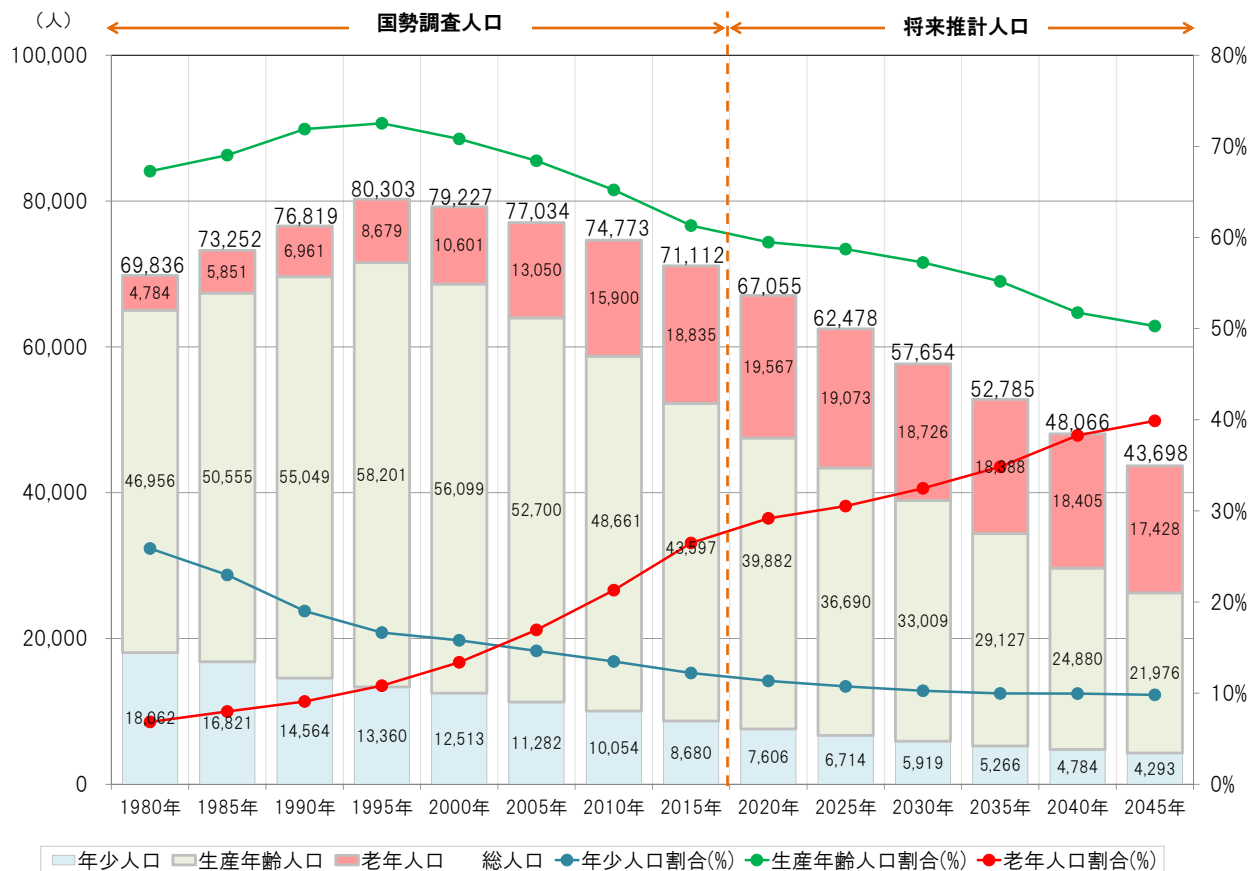
2 人口動向

本市の人口は1995年をピークに減少に転じており、今後も人口減少傾向が続くことが予想されています。

年齢層別に見ると、14歳未満の年少人口の減少が続いているほか、15～64歳の生産年齢人口についても1995年以降増加から減少に転じており、65歳以上の老年人口のみが増加している状況にあります。

老年人口は今後さらに増加することが予想され、令和17年（2035年）頃には総人口の約35%、令和27年（2045年）頃には総人口の約40%の水準となることが見込まれています。

＜人口の推移と将来見通し＞



資料：1980年～2015年は国勢調査人口、年齢3区分別割合は総人口から年齢不詳を除いて算出

2020年～2045年は、社人研準拠による推計人口（令和元年12月27日総合計画審議会 資料2による）

3章 スポーツ・レクリエーション施設の現状

1 柏原市立体育館／柏原市立第二体育館

(1) 施設の概要

柏原市立体育館は市立体育館として国分地域に、柏原市立第二体育館は市立第二体育館として堅下地域に設置された施設です。両施設ともに指定管理者が管理運営しており、市民の健康、体力の維持増進及びスポーツ振興の拠点として、一般利用や各種大会のほか、指定管理者によるスポーツ教室の場としても利用されています。

<柏原市立体育館の概要>

建 築 年	昭和 53 年（1978 年）
面 積	施設延床面積：2,135.08 m ² （屋内運動場・事務室・会議室 2,112.68 m ² 、倉庫 22.40 m ² ）
構 造 ・ 階 数	鉄筋コンクリート造 2 階建
施 設 の 目 的	市民の体育の振興を図り心身の健全な育成に寄与するために設置
施 設 の 構 成	体育室、トレーニング室、卓球室
バリアフリー対応	出入口(－)／廊下等(－)／階段(－)／昇降機(－)／便所(－)／駐車場(－)
駐 車 台 数	敷地内 25 台、敷地外 7 台
利 用 条 件 等	【開館】 9：00～21：00（受付時間：9：00～20：30） 休館日：年末年始（12 月 28 日から 1 月 3 日）、メンテナンス日（不定期） 【利用対象・使用方法】 ■体育室：利用団体登録した 10 人以上のグループ、体育館受付窓口にて利用予定日の 2 ヶ月前の日から、利用当日までの間に利用料金を添えて申込み ※体育室開放事業：月に数回、バドミントンコート単位で個人利用できる日を設けている（毎月第 3 日曜日の午後（午後とは午後 1 時～5 時）及び不定期開催） ■トレーニング室：体育館主催の講習会（土・日・祝 含む毎日実施）を受講後に利用可 事前に電話予約、定員は一枠 2 名 ■卓球室：常時 3 台の卓球台を予約なしで利用可、利用当日、体育室窓口で申し込み 【利用料金】 体育室、トレーニング室に利用料金を設定。
土地所有状況	市所有
管理運営形態	指定管理（株式会社オーエンス：平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）
災 害 リ ス ク	浸水被害、土砂災害など特に災害リスクは想定されていない
都 市 計 画	市街化区域（第一種低層住居専用地域）
備 考	・指定緊急避難場所（洪水、大規模火災）及び指定避難所に指定

＜柏原市立第二体育館の概要＞

建 築 年	昭和 60 年（1985 年）
面 積	延床面積：918.26 m ²
構 造・階 数	鉄筋コンクリート造 2 階建
施 設 の 目 的	市民の体育の振興を図り心身の健全な育成に寄与するために設置
施 設 の 構 成	体育室、男女更衣室、事務室
バリアフリー対応	出入口(－)／廊下等(－)／階段(－)／昇降機(－)／便所(－)／駐車場(－)
駐 車 台 数	7 台
利 用 条 件 等	【開館】 9：00～21：00（受付時間：9：00～20：30） 休館日：年末年始（12 月 28 日から 1 月 3 日）、メンテナンス日（不定期） 【利用対象・使用方法】 ■体育室：利用団体登録した 10 人以上のグループ 利用予定日の 2 ヶ月前の日から、利用当日までの間に利用料金を添えて申込み ※体育室開放事業：月に数回、バドミントンコート単位で個人利用できる日を設けている（毎月第 2 日曜日の午後（午後 1 時～5 時）） 【利用料金】 体育室に利用料金を設定。
土地所有状況	市所有
管理運営形態	指定管理（株式会社オーエンス：平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）
災 害 リ ス ク	浸水被害、土砂災害など特に災害リスクは想定されていない
都 市 計 画	市街化区域（第一種中高層住居専用地域）
備 考	・指定緊急避難場所（地震、洪水、大規模火災）に指定

(2) 設置根拠法令等

柏原市立体育館、柏原市立第二体育館の設置運営に関する法令として、本市が定める「柏原市立体育館条例（昭和 53 年 3 月 29 日 条例第 13 号）」があります。

柏原市立体育館条例 （※抜粋）

第 1 条 市民の体育の振興を図り心身の健全な育成に寄与するため、本市に体育館を設置する。

第 2 条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
柏原市立体育館	柏原市玉手町 25 番 80 号
柏原市立第二体育館	柏原市安堂町 9 番 20 号

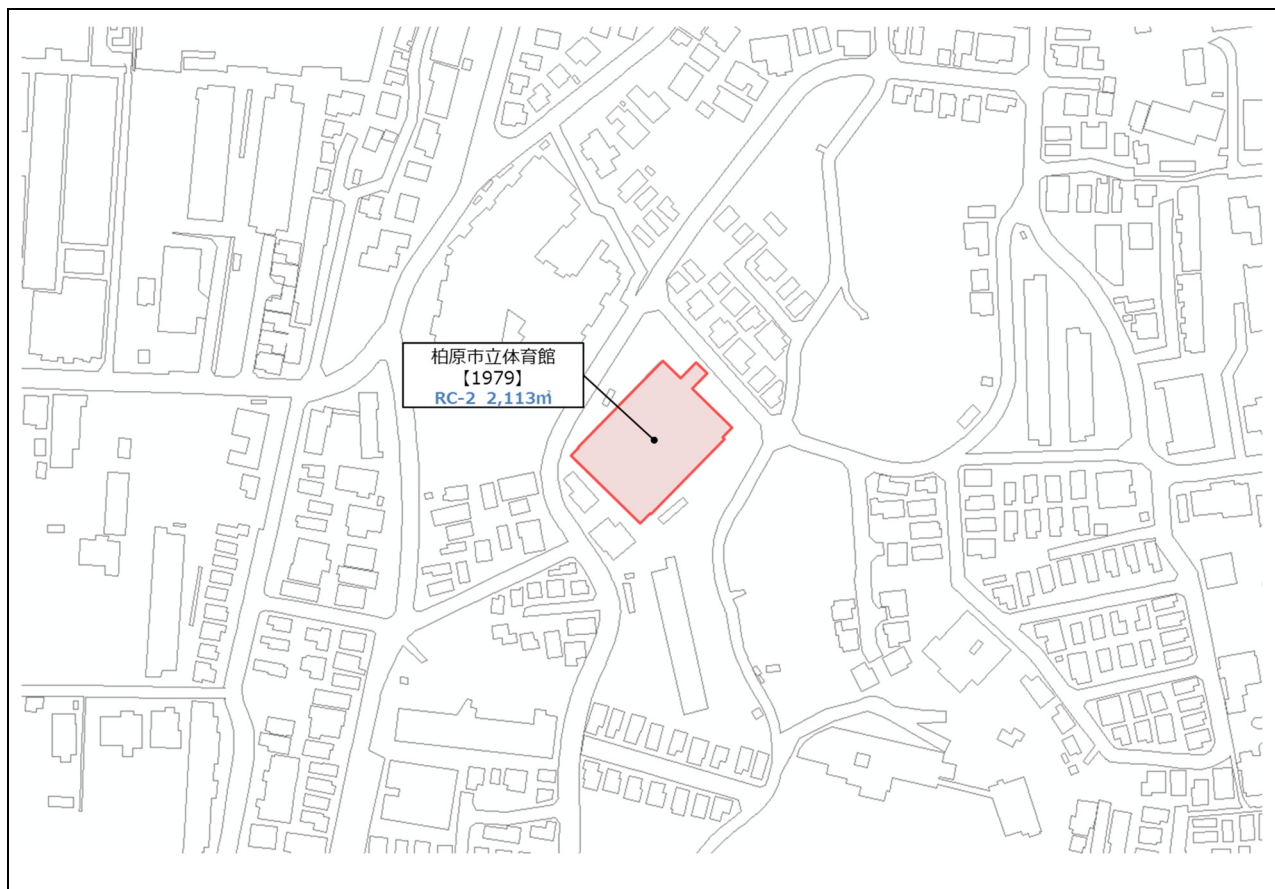
第 3 条 体育館の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、柏原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 体育館の施設及び設備の利用許可に関する業務
- (3) 体育の普及に関する自主事業等の業務
- (4) トレーニング講習の指導に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(3) 施設の位置等

柏原市立体育館は、古墳群のある玉手山丘陵の低層住宅地内に立地しています。施設内には体育室、トレーニング室、卓球室があります。



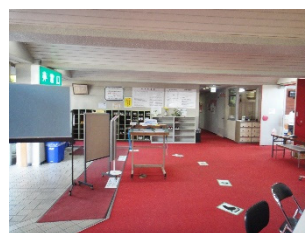
外観



避難所サイン



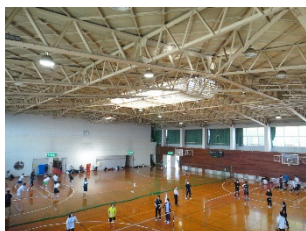
エントランス外部



入口、受付



休憩スペース



体育室

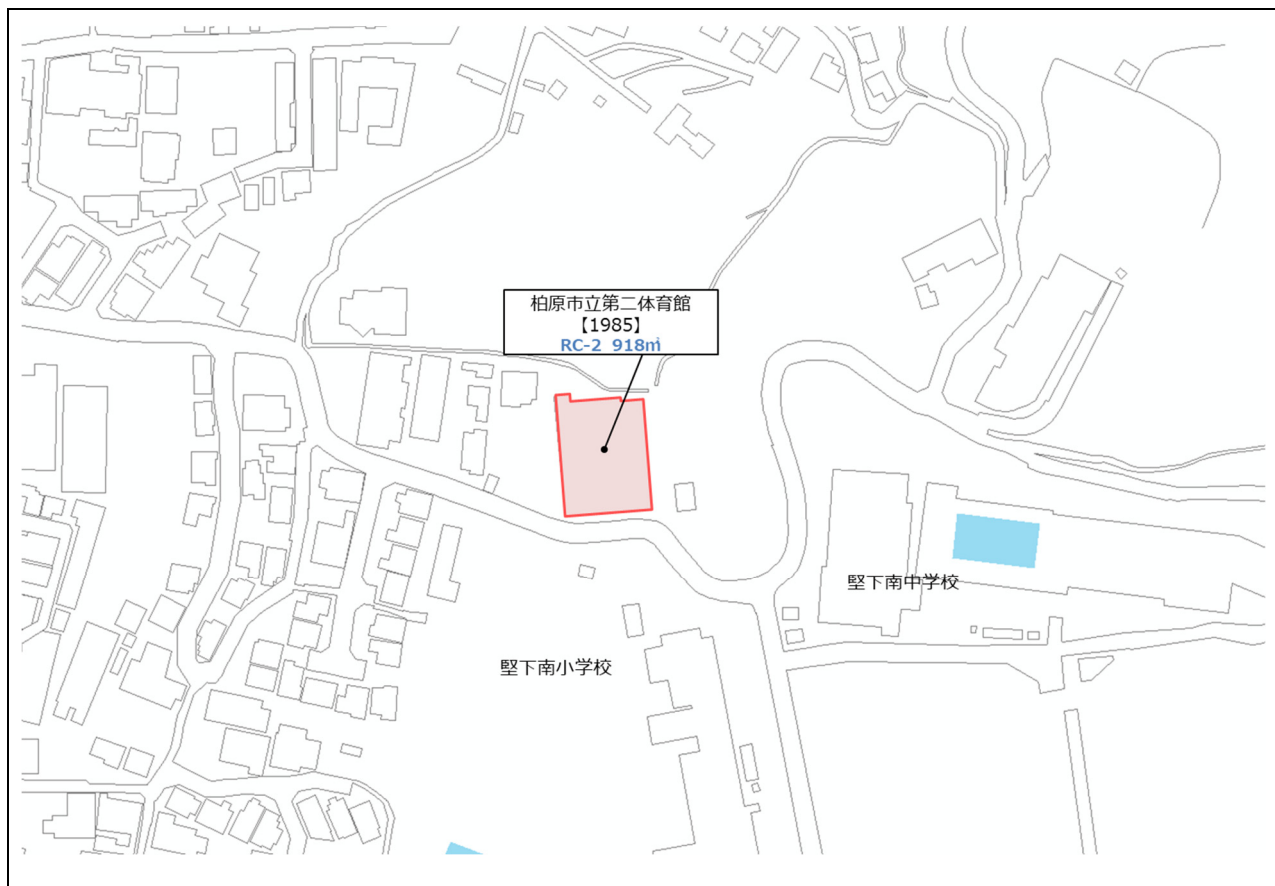


卓球室



トレーニング室

柏原市立第二体育館は、堅下南小学校、堅下南中学校に近接した山麓部に位置しています。施設内には体育室があります。



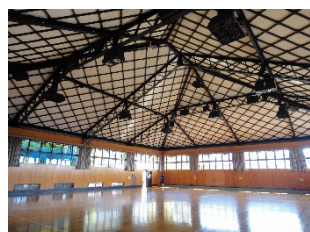
外観



避難所サイン



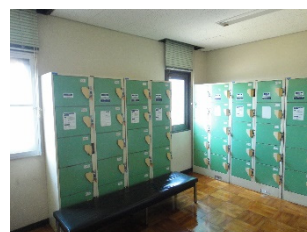
エントランス内部



体育室



倉庫



更衣室

(4) 事業概要・施設の特徴等

柏原市立体育館では、体育室、卓球室、トレーニングルームを利用することができます。

体育室が利用できるのは通常 10 名以上の登録団体で、市内・市外団体別、時間帯別の料金が設定されています。また、月に数回、個人で利用できる体育室開放事業を行っています。

トレーニング室の利用は、一般（15 歳以上）、高齢者、障害者のみで、体育館主催の講習会を受講後、2 名枠で予約のうえ利用できます。

卓球室は開館時間内に予約なしで利用できます。

< 柏原市立体育館の利用料等 >

■ 体育室

利用単位		9 : 00 ～12 : 00	13 : 00 ～17 : 00	18 : 00 ～21 : 00	9 : 00 ～21 : 00
市内	全面	3,300 円	3,400 円	6,600 円	13,200 円
	半面	1,650 円	2,200 円	3,300 円	6,600 円
市外	全面	4,950 円	6,600 円	9,900 円	19,800 円
	半面	2,480 円	3,300 円	4,950 円	9,900 円

※市内団体とは、グループ構成員の 7 割以上が柏原市に在住・在勤・在学者

※全面：バドミントンコート 6 面・バレーボールコート 2 面・バスケットボールコート 2 面

※半面：バドミントンコート 3 面・バレーボールコート 1 面・バスケットボールコート 1 面

【体育室開放事業】

- ・体育室は通常 10 名以上の団体利用となっていますが、月に数回個人利用できる日を設けています。
- ・1 時間交代制（予約はできない）
- ・利用はバドミントンコート単位（利用科目は、バドミントン・ソフトバレーボールに限る）
- ・バドミントンコート 1 面 1 時間あたり 300 円、（小学生・中学生のみの利用は 150 円）
- ・定期開催：毎月第 3 日曜日の午後（13 : 00～17 : 00）、不定期開催：平日午後

■ トレーニング室

利用単位	利用者	利用料金
1 人 3 時間	一般（15 歳以上）	市内：220 円 市外：330 円
以内	高齢者（60 歳以上）／障がい者	市内：110 円 市外：170 円

■ 卓球室

利用単位	利用者	利用料金
1 台あたり	一般（15 歳以上）	市内：220 円 市外：330 円
1 時間	高齢者（60 歳以上）／障がい者	市内：110 円 市外：170 円

柏原市立第二体育館では、体育室を貸し出しています。体育室が利用できるのは通常 10 名以上の登録団体で、市内・市外団体別、時間帯別の料金が設定されています。月に数回、個人で利用できる体育室開放事業を行っています。

< 柏原市立第二体育館の利用料等 >

■ 体育室

利用区分		9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	18 : 00～21 : 00	9 : 00～21 : 00
市内	全面	2,200 円	3,300 円	4,400 円	8,800 円
市外	全面	3,300 円	4,950 円	6,600 円	13,200 円

【体育室開放事業】

- ・体育室は通常 10 名以上の団体利用となっていますが、月に数回個人利用できる日を設けています。
- ・1 時間交代制（予約はできない）
- ・利用はバドミントンコート単位（利用科目は、卓球、バトミントン・ソフトバレーボールに限る）
- ・卓球台 1 台 1 時間当たり 200 円（小学生・中学生のみの利用は 100 円）
- ・バトミントンコート 1 面 1 時間あたり 300 円、（小学生・中学生のみの利用は 150 円）
- ・定期開催：毎月第 23 日曜日の午後（13 : 00～17 : 00）

(5) 学校体育施設開放事業

学校体育施設を有効活用し、身近な地域でのスポーツ活動の場を提供するため、堅上小学校を除く各小中学校の体育館、グラウンドの一般開放を実施しています。

柏原中学校の体育館およびグラウンドは、市内に在住・在勤・在学の方が利用可能となっており、体育館の使用に関しては、「柏原市立小学校及び中学校の設置等に関する条例」により使用料を定めています。

他の小・中学校は原則、各学校校区の地区の方に限り利用可能としており、基本的には小学校は体育館およびグラウンド、中学校は体育館のみを貸出し対象（玉手中学校はグラウンド貸し出し可能）として運用しています。

2 円明運動広場

(1) 施設の概要

円明運動広場は、本市の南部において円明中小企業団地の造成にあわせて開設されたグラウンドで、土地は市に譲渡され、市が直営で管理しています。

使用可能な種目はソフトボール、サッカーで、野球は禁止しています。

使用に際しては団体登録が必要で、市内団体は無料、市外団体は有料としています。ナイター照明（有料）を使用する際は、スポーツ推進課窓口で専用のコインを受けとり、現地の機械に投入して使用するシステムとなっています。

<円明運動広場の概要>

建 築 年	平成 10 年（1998 年）
面 積	（便所）延床面積：4.41 m ² 、グラウンド面積：4,325.3 m ²
構 造 ・ 階 数	（便所）鉄筋コンクリート造 平屋建
施 設 の 目 的	（運動広場の設置目的）スポーツを通じて青少年の心身の健全な発達を図り、併せて市民生活の向上に資するために設置
施 設 の 構 成	便所、運動広場（夜間照明付き）
バリアフリー対応	なし
駐 車 台 数	0 台
利 用 条 件 等	【使用団体】 事前に団体登録が必要 ○市内登録団体・・・構成員の 5 割以上が柏原市に在住、在勤、在学の者 ○市外登録団体・・・上記以外の構成員で構成する団体 【使用申請】 スポーツ推進課窓口にて 1 か月前から受付 受付時間：9：00～17：15（土・日曜日及び祝日除く） 【開場】 ※開場時間は季節、曜日によって異なる（次表参照） 休場日：12 月 29 日～1 月 3 日（その他、行事等で使えない日がある） 【使用可能種目】 ソフトボール・サッカー 【使用料】 時間帯、市内、市外の区分により設定
土地所有状況	市所有
管理運営形態	市直営
災 害 リ ス ク	浸水リスク、土砂災害リスクは想定されていない
都 市 計 画	市街化区域（準工業地域）
備 考	・指定避難所には指定されていない ・屋外スピーカーがある

< 円明運動広場の使用時間・使用料 >

【開場時間】

	平日	土曜日・日曜日・祝日
12月～2月	9:00～17:00	9:00～17:00
3月～6月	9:00～17:00	8:00～18:00
7月～8月	8:00～21:00	8:00～21:00
9月	9:00～21:00	8:00～21:00

【使用料】

利用時間		区分	使用料	照明使用料	合計
8:00～18:00 まで 利用する場合	2 時間	市内	無料	—	—
	2 時間	市外	2,200 円	—	2,200 円
18:00～21:00 まで 利用する場合	1.5 時間	市内	無料	1,200 円	1,200 円
	1.5 時間	市外	1,650 円	1,200 円	2,850 円

(2) 設置根拠法令等

円明運動広場の設置運営に関する法令として、本市が定める「柏原市運動広場条例（昭和 51 年 10 月 25 日 条例第 23 号）」があります。

柏原市運動広場条例 （※抜粋）

第 1 条 スポーツを通じて青少年の心身の健全な発達を図り、併せて市民生活の向上に資するため、本市に運動広場を設置する。

第 2 条 運動広場の名称及び位置は、別表のとおりとする。

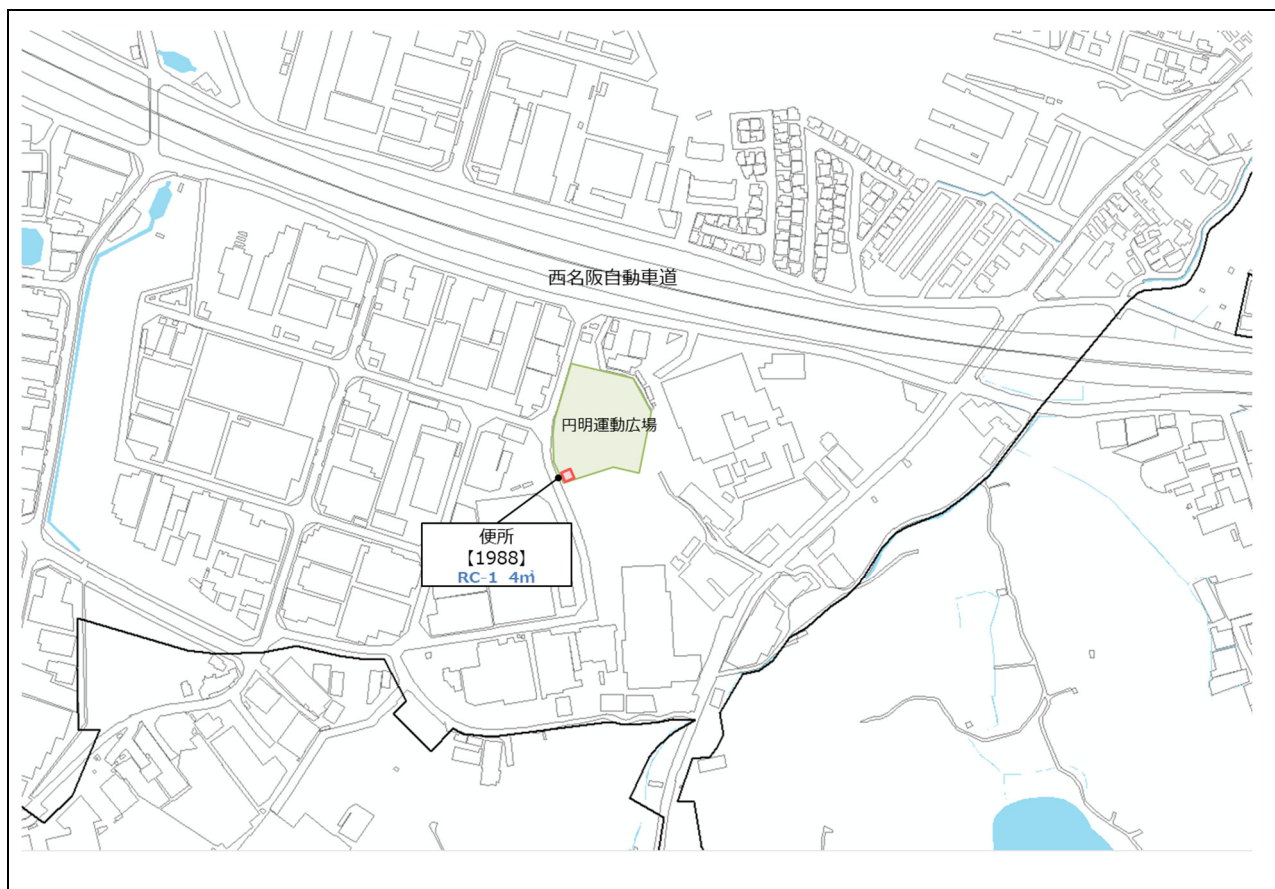
別表(第 2 条及び第 7 条関係)

名称	位置	使用料		照明設備使用料
片山青少年運動広場	柏原市片山町 562 番地先	市内料金	無料	
		市外料金	無料	
東山運動広場	柏原市大字雁多尾畑 3158 番地先	市内料金	無料	
		市外料金	1 時間につき 550 円	
円明運動広場	柏原市円明町 1000 番地の 170	市内料金	無料	30 分につき 400 円
		市外料金	30 分につき 550 円	30 分につき 400 円

※市内料金は、本市市民又は本市内に在勤若しくは在学する者(以下「市民」という。)及び市民で構成された団体に適用する。

(3) 施設の位置等

円明運動広場は、市南部の西名阪自動車等の南側にあり、近鉄の道明寺駅、大阪教育大前駅、駒ヶ谷駅のいずれからも遠く、駐車場もないため、アクセス利便性は高いとは言えませんが、土日祝日を中心に高い稼働率で利用されています。



グラウンド全景



グラウンド全景



便所外観



便所内部

3 堅下庭球場／片山庭球場

(1) 施設の概要

堅下庭球場、片山庭球場は、いずれもテニスコートとして、指定管理者が管理運営しています。貸コートのほか、指定管理者によるテニス教室、テニス大会の場として利用され、市民の健康、体力の維持増進及びスポーツの普及の地域拠点となっています。土地については両施設ともに借地となっています。

<堅下庭球場の概要>

建 築 年	昭和 57 年（1982 年）									
面 積	（管理棟）延床面積：26.00 m ²									
構 造 ・ 階 数	（管理棟）鉄骨造 平屋建									
施 設 の 目 的	市民の健康増進と体位の向上を図るために設置									
施 設 の 構 成	管理棟、（テニスコート 2 面（クレーコート）、駐車場）									
バリアフリー対応	出入口(－)／廊下等(－)／階段(－)／昇降機(－)／便所(－)／駐車場(－)									
駐 車 台 数	7 台									
利 用 条 件 等	【開館時間】 9：00～17：00 休館日：12 月 29 日～1 月 3 日 【使用可能種目】ソフトテニス、テニス 【使用方法】 ・現地にて利用日の 1 ヶ月前の当日から受付開始 【利用料金】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th><th>利用区分</th><th>利用料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 コート 1 時間につき</td><td>市内</td><td>550 円</td></tr> <tr> <td>市外</td><td>830 円</td></tr> </tbody> </table> ※市内は柏原市内在住、在勤又は在学者		単位	利用区分	利用料金	1 コート 1 時間につき	市内	550 円	市外	830 円
単位	利用区分	利用料金								
1 コート 1 時間につき	市内	550 円								
	市外	830 円								
土地所有状況	借地									
管理運営形態	指定管理（株式会社オーエンス：平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）									
災 害 リ ス ク	大和川浸水想定区域（05.m～3.0 未満）に含まれる									
都 市 計 画	市街化区域（第二種中高層住居専用地域）									
備 考	・指定避難所には指定されていない。避難時の地区の集合場所となっている ・防災資材庫あり									

＜片山庭球場の概要＞

建 築 年	平成 3 年（1991 年）													
面 積	（管理棟）延床面積：66.76 m ²													
構 造・階 数	（管理棟）軽量鉄骨造 平屋建													
施 設 の 目 的	市民の健康増進と体位の向上を図るために設置													
施 設 の 構 成	管理棟、（テニスコート 4 面（砂入人工芝）、夜間照明）													
バリアフリー対応	出入口(－)／廊下等(－)／階段(－)／昇降機(－)／便所(－)／駐車場(－)													
駐 車 台 数	25 台													
利 用 条 件 等	【開館時間】 9：00～21：00 休館日：12 月 29 日～1 月 3 日 【使用可能種目】 ソフトテニス、テニス 【使用方法】 ・片山庭球場の受付で利用日の 1 ヶ月前から予約受付（予約時に利用料金を納める） 【利用料金】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th><th>利用区分</th><th>利用料金</th><th>照明設備利用料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 コート 1 時間につき</td><td>市内</td><td>990 円</td><td>550 円</td></tr> <tr> <td>市外</td><td>1,320 円</td><td>550 円</td></tr> </tbody> </table> ※市内は柏原市内在住、在勤又は在学者 【テニススクール】 Jr クラス（水、土）、一般クラス（月～日）			単位	利用区分	利用料金	照明設備利用料金	1 コート 1 時間につき	市内	990 円	550 円	市外	1,320 円	550 円
単位	利用区分	利用料金	照明設備利用料金											
1 コート 1 時間につき	市内	990 円	550 円											
	市外	1,320 円	550 円											
土地所有状況	借地													
管理運営形態	指定管理（株式会社オーエンス：平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）													
災 害 リ ス ク	大和川浸水想定区域（0.5m未満）及び家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれる													
都 市 計 画	市街化区域（準工業地域）													
備 考	・指定避難所には指定されていない													

(2) 設置根拠法令等

堅下庭球場、片山庭球場の設置運営に関する法令として、本市が定める「柏原市営庭球場条例（昭和 55 年 7 月 21 日 条例第 27 号）」があります。また「柏原市営庭球場条例施行規則（平成 21 年 6 月 29 日 教育委員会規則第 6 号）」に条例施行について必要な事項が定められています。

柏原市営庭球場条例 （※抜粋）

第 1 条 市民の健康増進と体位の向上を図るため、本市に市営庭球場(以下「庭球場」という。)を設置する。

第 2 条 庭球場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
柏原市片山庭球場	柏原市片山町 541 番
柏原市堅下庭球場	柏原市大県三丁目 576 番地の 1

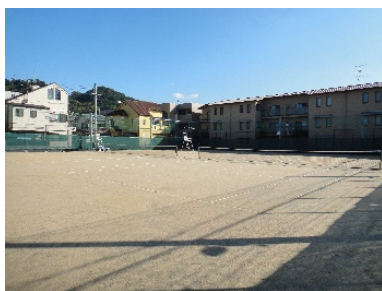
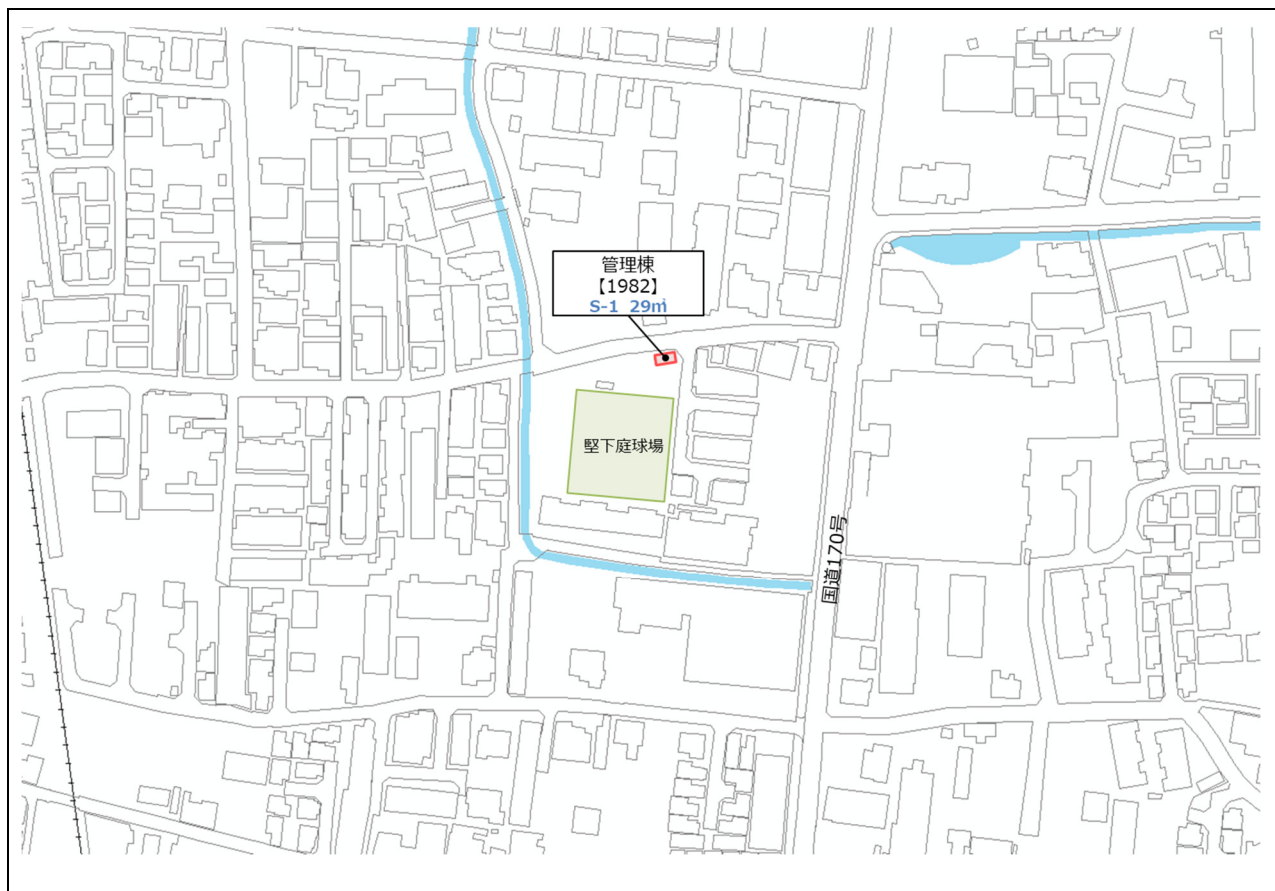
第 3 条 庭球場の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、柏原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 庭球場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 庭球場の施設及び設備の利用許可に関する業務
- (3) 体育の普及に関する自主業務等の業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(3) 施設の位置等

堅下庭球場は、堅下地域の住宅地内に立地しています。北側道路側に駐車場と管理棟があり、その南にクレイコート2面が整備されています。敷地内に防災資材庫が設置されています。



コート (2 面)



管理棟



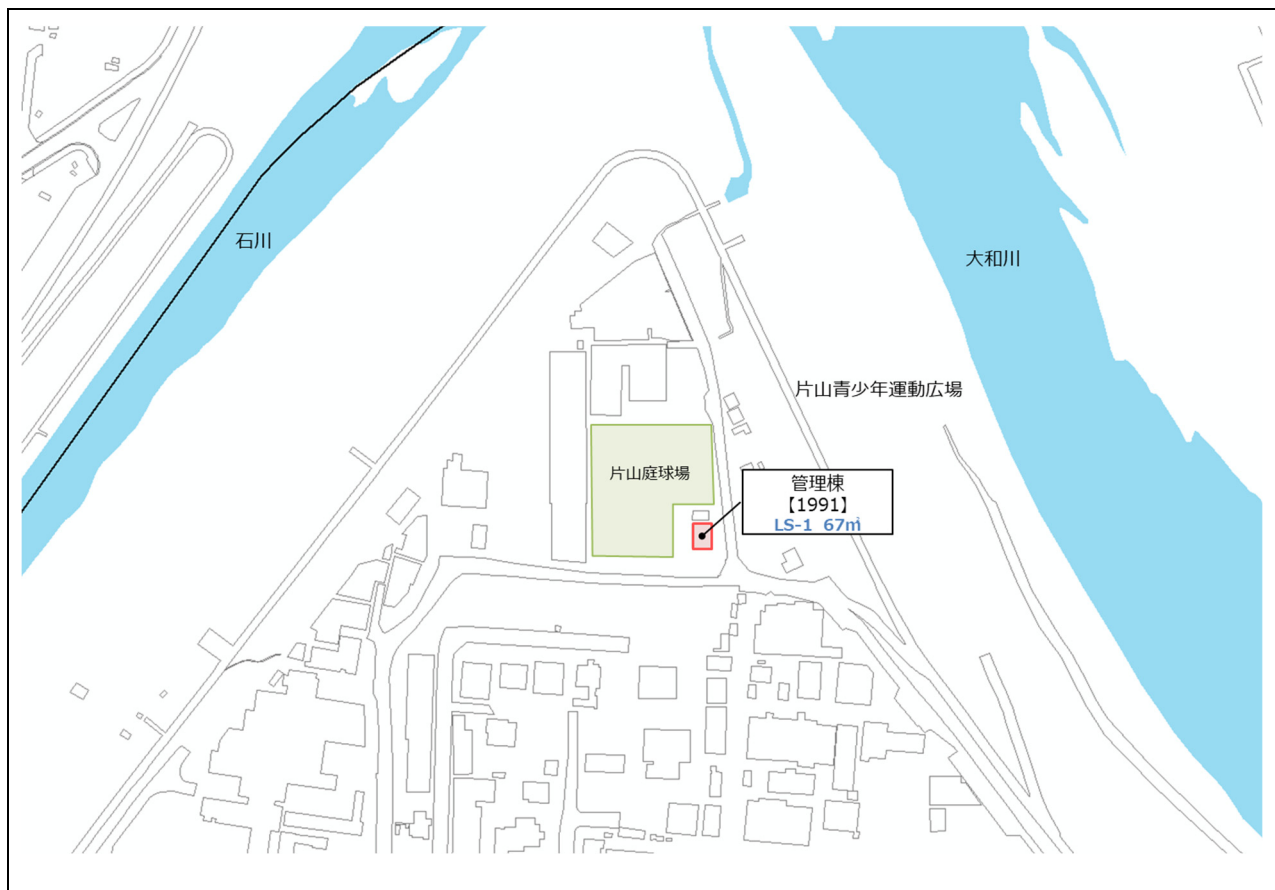
防災資材庫



駐車場

片山庭球場は、大和川と石川の合流地点南側の工業系市街地内に立地しています。公共交通の利便性は高くありませんが、敷地の南側及び東側に 25 台分の駐車場が確保されています。砂入人工芝のコートが 4 面あり、南の前面道路側に管理棟が立地します。

近接する大和川河川敷には、片山青少年運動広場が整備されています。



コート



管理棟



管理棟内部



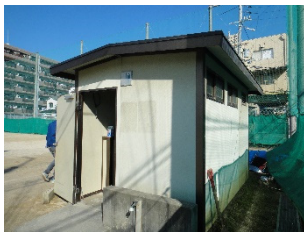
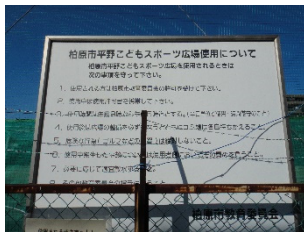
管理棟内部

4 平野こどもスポーツ広場

(1) 施設の概要

平野こどもスポーツ広場は、平成7年（1995年）に供用開始されたスポーツ広場です。地元との取り決めにより、野球、ソフトボールは禁止となっており、サッカー、ゲートボール、グラウンドゴルフでの利用となっています。利用できるのは体育協会加盟団体で、利用時以外は施錠されています。

<平野こどもスポーツ広場の概要>

建 築 年	平成8年（1996年）
面 積	（便所）延床面積：7.04㎡、グラウンド面積：3,742.91㎡
構 造・階 数	（便所）その他 平屋建
施 設 の 目 的	スポーツを通じて青少年の心身の健全な発達を図り、あわせて市民生活の向上に資するために設置
施 設 の 構 成	便所、運動広場
バリアフリー対応	便所(○)
駐 車 台 数	0台
利 用 条 件 等	【開場時間】9：00～17：00（半日単位での利用） 【使用可能種目】サッカー、ゲートボール、グラウンドゴルフ 【使用者】柏原市体育協会加盟団体
土地所有状況	市所有
管理運営形態	市直営
災 害 リ ス ク	大和川浸水想定区域（0.5m～3m未満）に含まれる 土砂災害警戒区域（土石流）に含まれる
都 市 計 画	市街化区域（第二種中高層住居専用地域）
備 考	・指定避難所には指定されていない
施 設 写 真	   グラウンド 便所 案内板

(2) 設置根拠法令等

平野こどもスポーツ広場の設置運営に関する法令は特にありません。

(3) 施設の配置・施設構成

平野こどもスポーツ広場は、堅下駅北西の住宅中心の市街地内にあり、堅下小学校、堅下保育所等が近くに立地しています。便所はグラウンドの南東側に整備されています。



5 サンヒル柏原

(1) 施設の概要

サンヒル柏原は、市民の健康増進と観光拠点施設として平成 21 年（2009 年）に、市が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から一般競争入札により取得した施設で、宿泊施設と、敷地内に併設されたスポーツセンター（テニスコート、屋外プール）で構成されています。

施設管理は 2 つの課が関わっており、宿泊施設（敷地外の旧従業員寄宿舍含む）は産業振興課、スポーツセンターはスポーツ推進課が管理しています。

宿泊施設については、平成 27 年（2015 年）から運営していた民間事業者が平成 28 年（2016 年）に撤退したのち、「有効活用についての民間提案及び運営事業者の募集」が行われ、平成 30 年（2018 年）1 月 1 日から新たな民間事業者に貸付けています。浴場は設備故障のため利活用は行っており、レストラン及び貸館として利用されています。

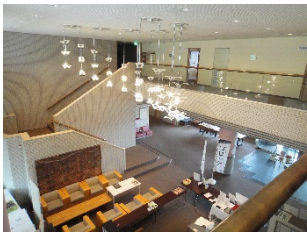
スポーツセンターについては、屋外プール（流水プール、25m プール、児童プール、幼児すべり台、スライダー）とテニスコート（ハードコート 4 面とオムニコート 1 面）があり、サンヒルススポーツセンターとして指定管理者が運営しています。

テニス部門については、指定管理者によるコートの貸出のほか、テニススクールが開催されています。プール部門については、令和 2 年夏は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休業となっていますが、例年は夏季に営業し、自主事業としてプールイベント等も実施しています。

クラブハウスにはテニスコートの受付、更衣室、指定管理者の事務室、プール機械室などがあります。レストハウスは夏季のプール営業用で、飲食サービスを提供しています。

<サンヒル柏原の概要>

建 築 年	宿泊施設及び浴場：昭和 63 年(1988 年) 旧従業員用寄宿舍：平成 4 年（1992 年）	(スポーツセンター) クラブハウス：平成元年(1989 年) レストハウス：平成 2 年(1990 年)
面 積	施設延床面積：4,515.46㎡（宿泊施設及び浴場 3,681.77㎡、クラブハウス 476.00㎡、レストハウス 96.20㎡、旧従業員用寄宿舍 261.49㎡） 敷地面積 22,964.18㎡	
構 造 ・ 階 数	宿泊施設及び浴場：鉄筋コンクリート造 2 階建 旧従業員用寄宿舍：軽量鉄骨造 2 階建	(スポーツセンター) クラブハウス：鉄骨造 3 階建 レストハウス：鉄骨造 平屋建
施 設 の 目 的	市民の健康増進と観光拠点施設として平成 21 年（2009 年）に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から一般競争入札により取得	
施 設 の 構 成	宿泊施設（客室、大広間、中広間、小広間、大会議室、中会議室、小会議室、レストラン、ラウンジ、多目的室、トイレ、事務室、浴場等）、旧従業員用寄宿舍 テニスコート、プール、レストハウス、クラブハウス、トイレ	
バリアフリー対応	出入口(○)／廊下等(○)／階段(×)／昇降機(○)／便所(○)／駐車場(○)	
駐 車 台 数	136 台	
利 用 条 件 等	■サンヒル柏原（レストラン、貸館） 【営業時間】 11：00～21：00	

	■サンヒルスポーツセンター ●テニスコート 【営業時間】 9:00～22:00 【コート使用料】 1時間 市内（在住・在勤・在学）900円、市外1,200円、照明500円 【テニススクール】 一般、レディーストーナメント、ジュニアクラスあり（月4回×3ヶ月）他 入会費3,240円（受講料はクラスにより異なる） ●屋外プール（令和2年は営業中止） 【営業時間】 2019年年度は7/13～15、7/20～9/1 9:30～17:00 【使用料】 市内 大人800円、子ども300円、乳児無料 市外 大人1,400円、子ども800円、乳児無料
土地所有状況	市所有
管理運営形態	スポーツセンター以外：民間貸付（株式会社ライトハウスに貸付：令和4年度末まで） スポーツセンター：指定管理（株式会社サンアメニティ大阪：令和2年4月1日～令和7年3月31日）
災害リスク	浸水リスク、土砂災害リスクは想定されていない
都市計画	市街化調整区域
施設写真	  
	宿泊施設内部 宿泊施設内部 宿泊施設内部
	  
	旧従業員用寄宿舍 旧従業員用寄宿舍 屋外プール
	  
	テニスコート クラブハウス レストハウス

(2) 設置根拠法令等

サンヒルススポーツセンターの設置運営に関する法令として、本市の定める「柏原市立サンヒルススポーツセンター条例（平成 29 年 3 月 9 日 条例第 8 号）」があります。また、関連して「柏原市立サンヒルススポーツセンター条例施行規則（平成 29 年 6 月 22 日 教育委員会規則第 1 号）」が定められています。

スポーツセンター以外の施設については、設置根拠となる法令は特に定められていませんが、運営事業者の選考に関して、「柏原市サンヒル柏原運営事業者選考委員会規則（平成 27 年 3 月 31 日 規則第 3 号）」が定められています。

柏原市立サンヒルススポーツセンター条例 （※抜粋）

第 1 条 体育及びスポーツの振興を図り市民の体力の向上と健康の増進に資するため、サンヒルススポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）を設置する。

第 2 条 スポーツセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 柏原市立サンヒルススポーツセンター
- (2) 位置 柏原市安堂町 115 番地の 1

第 3 条 スポーツセンターは、次の施設で構成する。

- (1) 庭球場
- (2) 屋外プール

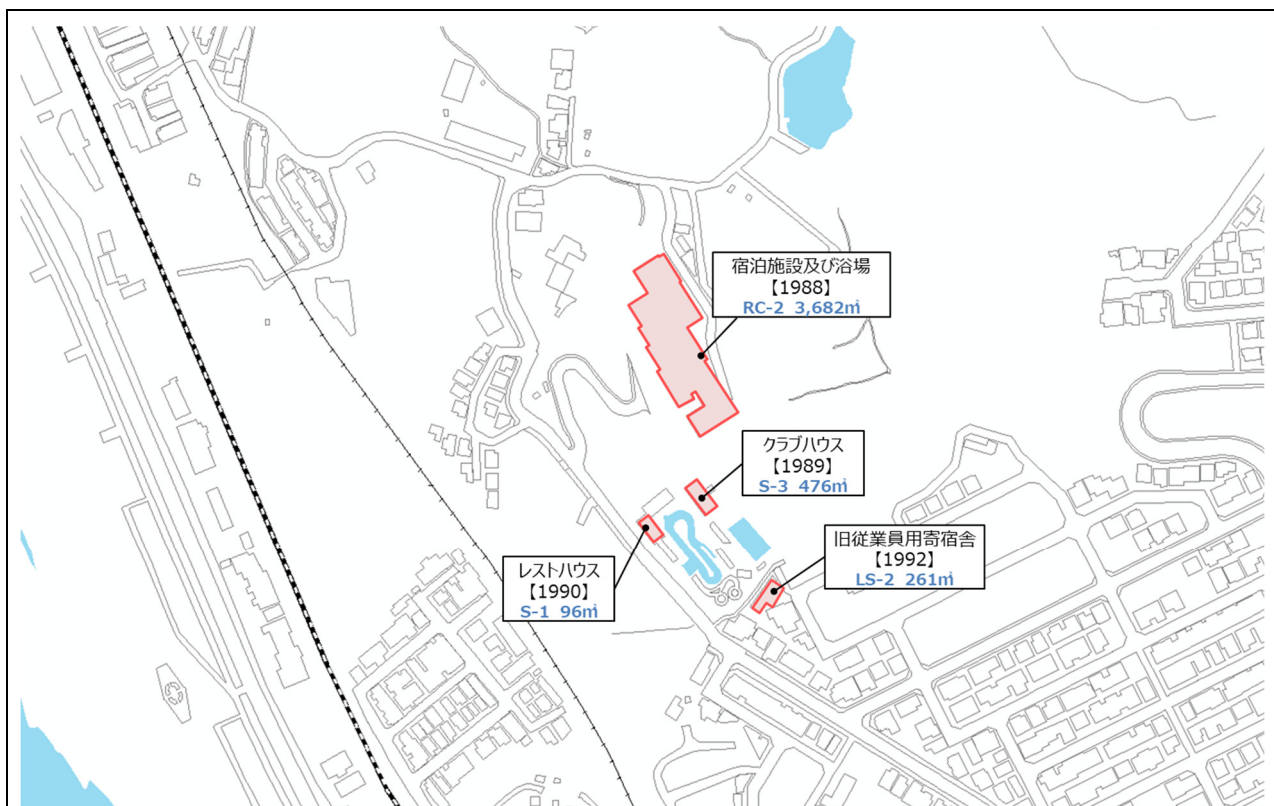
第 4 条 スポーツセンターの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、柏原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

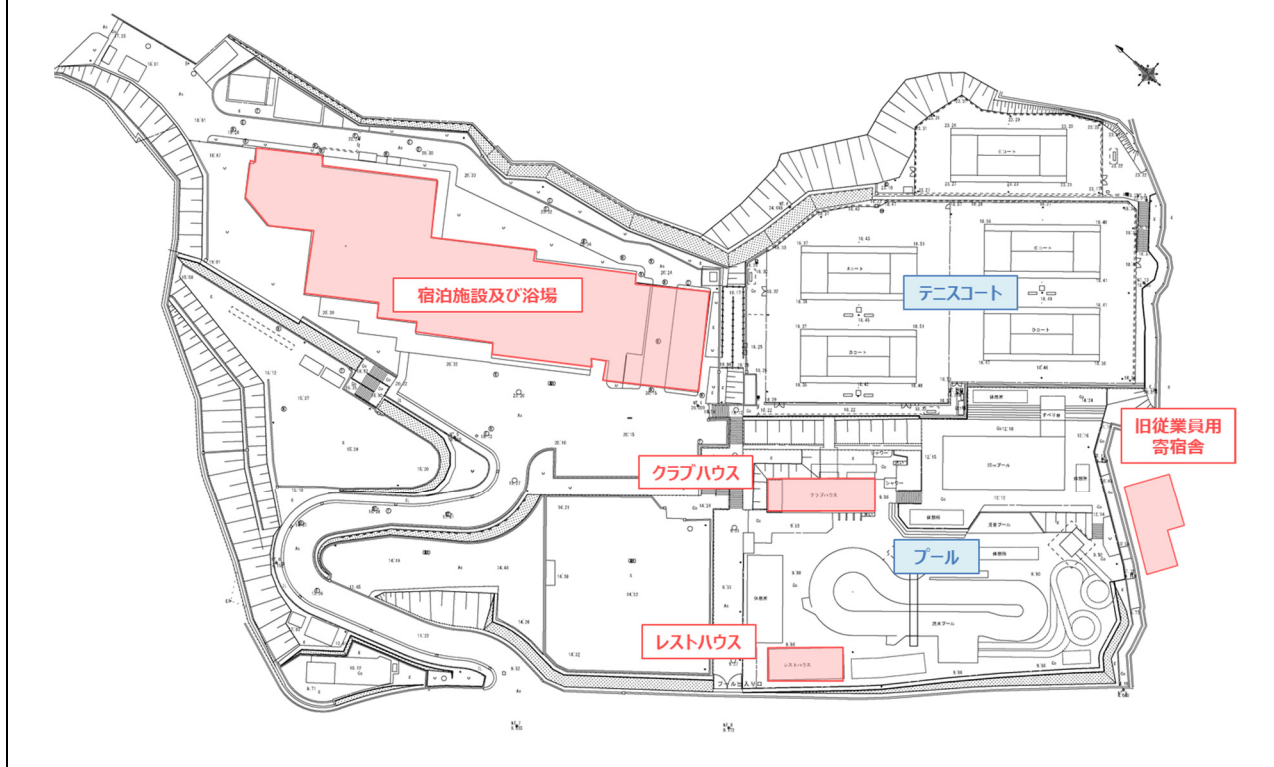
- (1) スポーツセンターの維持管理に関する業務
- (2) スポーツセンターの利用の許可に関する業務
- (3) 体育及びスポーツの普及に関する自主事業等の業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(3) 施設の配置・施設構成

サンヒル柏原は堅下地域の山麓部にあり、市街化調整区域に立地しています。JR 高井田駅、近鉄安堂駅からそれぞれ徒歩でのアクセスも可能である他、国道 25 号から車によるアクセスもしやすい位置にあります。



◆各施設の配置図



◆宿泊施設及び浴場（1 階）

◆宿泊施設及び浴場（2 階）

◆宿泊施設及び浴場（1 階）

◆宿泊施設及び浴場（2 階）

6 自然体験学習施設

(1) 施設の概要

自然体験学習施設「スマイルランド」は、竜田古道の里山公園内に整備されたセミナーハウスです。本施設のほか、テントサイト、バーベキュー・炊事場、グラウンドゴルフコース等の屋外施設が整備されています。

自然体験や自然学習を楽しむ施設として、市の内外を問わず利用があります。指定管理による管理運営を行っており、指定管理者は、施設の貸出しのほか、各種講座やイベントなど様々な事業を実施しています。

<自然体験学習施設の概要>

建 築 年	平成 27 年（2015 年）				
面 積	延床面積：147.42 ㎡				
構 造 ・ 階 数	軽量鉄骨造 平屋建				
施 設 の 目 的	自然体験・自然学習を誰もが気楽に楽しみ、自由に憩い、自然に対する関心を深めることができるよう設置				
施 設 の 構 成	セミナーハウス（セミナールーム、視聴覚設備、シャワールーム、トイレ等） （敷地内：テントサイト、BBQ・炊事場（石窯有り）、グラウンドゴルフコース等）				
バリアフリー対応	出入口(×)／廊下等(-)／階段(-)／昇降機(-)／便所(×)／駐車場(○)				
駐 車 台 数	26 台、身障者用 2 台				
利 用 条 件 等	【セミナーハウス利用料金】				
	利用時間帯	9：00 ～11：00	11：00 ～13：00	13：00 ～15：00	15：00 ～17：00 17：00 ～翌 9：00
	料金	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円 10,000 円
	※ 柏原市外の方の利用料金は上記の 1.5 倍				
	※ 床はフローリング（88.48 ㎡）で 40 人程度の集会が可能。				
土 地 所 有 状 況	※ 20 人程度の宿泊が可能				
	※ 用具の貸出、物販料金別途				
	【予約】 利用日の 3 か月前から（竜田古道の里山公園 9：00～17：00）				
	市所有				
	指定管理（特定非営利活動法人ナック：平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）				
災 害 リ ス ク	浸水リスク、土砂災害リスクは想定されていない				
都 市 計 画	市街化調整区域				
備 考	都市計画公園（地区公園）				

(2) 設置根拠法令等

竜田古道の里山公園は、都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号）に基づく都市公園です。関連法令として、本市が定める「柏原市都市公園条例（平成 4 年 3 月 31 日 条例第 4 号）」があり、指定管理者による業務の範囲等が定められています。

都市公園法 （※抜粋）

第 1 条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第 2 条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

1 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

柏原市都市公園条例 （※抜粋）

第 1 条 この条例は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、本市が設置する都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第 17 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせる都市公園及びその業務の範囲は、別表第 4 のとおりとする。

別表第 4(第 17 条関係)

都市公園名	業務の範囲
竜田古道の里山公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 都市公園の利用の禁止又は制限に関する業務 (3) 有料公園施設の許可に関する業務 (4) その他市長が必要と認める業務

(3) 施設の配置等

自然体験学習施設は、市東部の市街化調整区域内に立地しています。府道本堂高井田線沿いの竜田古道の里山公園の入口部にあり、JR 三郷駅から車で 15 分、JR 河内堅上駅から車で 10 分、国道 170 号方面からも車で 20 分程度でのアクセスが可能です。隣接して公園管理事務所の建物が設置されています。



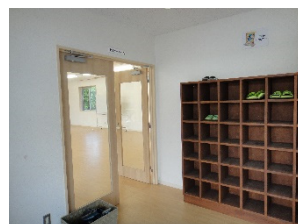
外観



外観



入口



下足室



セミナールーム



身障者用駐車場



駐車場



公園園路

7 施設の利用状況

(1) 柏原市立体育館

柏原市立体育館は、市の内外を問わず利用があり、年間利用者数は9万人以上、5万件前後で推移してきましたが、近隣に24時間ジムが複数店舗立地し、トレーニング室の利用者が減少した影響で、減少傾向にあります。さらに令和元年度（2019年度）には新型コロナウイルス感染症の影響で3月の開館日数が減ったことにより、利用者数が減少しています。

指定管理者の開催するスポーツ教室は、年間で3,000人前後の申込者数があり、延べ2万人以上が参加しています。また、体育室の開放事業は、年間2,500人～3,000人程度が利用しています。

<施設の利用状況（柏原市立体育館）>

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
開館日数（日）	355	354	354	354	329
利用者数（人）	92,656	94,840	95,058	91,680	85,328
利用件数（件）	47,469	51,100	53,819	48,715	44,320

<諸室ごとの利用状況>

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
体育室 利用件数（件）	市内	992	943	936	998	941
	市外	219	226	289	241	259
トレーニング室 利用件数（件）	市内	33,829	35,227	37,909	33,972	30,792
	市外	3,299	3,534	3,547	3,205	2,856
卓球室 利用件数（件）	市内	1,907	2,718	2,704	2,675	2,543
	市外	148	137	116	100	76

<スポーツ教室等の利用状況（柏原市立体育館）>

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
各種教室	開催回数（回）	1,110	1,180	1,110	1,050	1,200
	申込者数（人）	3,415	3,341	3,207	2,997	2,851
	延べ参加者数（人）	24,882	25,216	24,134	22,448	20,790
トレーニング講習会	参加者数（人）	690	743	683	529	429

<体育室開放事業による個人利用の状況（柏原市立体育館）>

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
体育室開放事業 による個人利用	開放件数（件）	524	612	730	536	826
	利用人数（人）	2,449	2,510	2,718	2,626	3,055

定期開催日は第3日曜日の午後（1時～5時）。その他、不定期で平日午後の時間帯に開催

(2) 柏原市立第二体育館

柏原市立第二体育館は、市民を中心に、年間 1 万人以上、1,500 件～1,600 件程度の利用があります。利用者数は、平成 27 年度（2015 年度）には約 1.5 万人ですが、その後減少、横ばいとなり、さらに令和元年度（2019 年度）には新型コロナウイルス感染症の影響で 3 月の開館日数が減った影響もあり、1.2 万人まで落ち込んでいます。

指定管理者の開催するスポーツ教室には、年間で 600 人前後、延べ 4,000～5,000 人程度が参加しています。また、体育室の開放事業については年間 300 人～400 人程度が利用しています。

<施設の利用状況（柏原市立第二体育館）>

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
開館日数（日）	355	354	354	354	329
利用者数（人）	14,918	14,047	13,574	13,633	12,491
利用件数（件）	1,528	1,538	1,542	1,612	1,479

<諸室ごとの利用状況>

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
体育室	市内	561	524	509	551	537
利用件数（件）	市外	7	12	11	11	14

<スポーツ教室等の利用状況（柏原市立第二体育館）>

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
各種教室	開催回数（回）	270	310	270	310	310
	申込者数（人）	555	651	650	643	555
	延べ参加者数（人）	3,805	5,030	4,507	4,459	3,805

<体育室開放事業による個人利用の状況（柏原市立第二体育館）>

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
体育室開放事業	開放件数（件）	80	100	105	102	80
による個人利用	利用人数（人）	334	328	400	365	334

定期開催日は第 3 日曜日の午後（1 時～5 時）。その他、不定期で平日午後の時間帯に開催

(3) 堅下庭球場

堅下庭球場の利用者数は、平成 27 年度（2015 年度）以降、減少傾向にあり、令和元年度（2019 年度）には約 6,400 人となっています。

<施設の利用状況（堅下庭球場）>

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
開館日数（日）	360	359	359	359	360
利用者数（人）	9,412	8,417	7,518	6,874	6,389
利用件数（件）	340	308	304	277	266

※－はデータなし

(4) 片山庭球場

片山庭球場の利用者数は、平成 29 年度（2017 年度）以降、3 万人強で推移しています。

また、指定管理者がスクール運営を柏原市体育協会に委託して実施するテニススクールが開催されており、令和元年（2019 年）は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少したものの、例年は約 700 人以上が参加しています。

<施設の利用状況（片山庭球場）>

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
開館日数（日）	360	359	359	359	360
利用者数（人）	34,801	35,219	31,577	31,614	30,737
利用件数（件）	6,765	6,646	6,182	6,059	6,349

<スポーツ教室等の利用状況>

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
テニススクール	開催回数（回）	1,051	996	933	939	939
	申込者数（人）	858	799	710	699	593

(5) サンヒル柏原（サンヒルススポーツセンター）

サンヒル柏原では、平成 29 年 7 月よりスポーツセンターが開設され、庭球場、屋外プールを年間 3 万人前後が利用しています。庭球場は年間 1.3 万人～1.7 万人、屋外プールについては夏季に 50 日近く開設し、1.3 万人から 1.5 万人程度の利用があります。

＜サンヒルススポーツセンターの利用状況＞

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
庭球場・屋外プール 利用者数計		－	－	27,246	32,896	29,646
庭球場	開館日数（日）	－	－	311	311	360
	利用者数（人）	－	－	13,376	17,275	16,595
	一般使用者	－	－	6,307	7,993	7,648
	スクール生	－	－	7,069	9,282	8,947
屋外プー ル	開館日数（日）	－	－	43	48	48
	利用者数（人）	－	－	13,870	15,621	13,051
	市内（大人・小人）	－	－	10,697	12,627	10,401
	市外（大人・小人）	－	－	2,530	2,419	2,110
	幼児	－	－	643	575	540

平成 29 年 7 月 1 日に施設を開設

(6) 自然体験学習施設

自然体験学習施設は、平成 27 年（2015 年）7 月の開設以降、利用者が順調に増加し、平成 30 年度（2018 年度）には年間延べ 13,117 人の利用となりました。

＜施設の利用状況（竜田古道の里山公園全体）＞

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
開館日数（日）	359	359	359	355	358
延べ利用者数（人）	13,184	29,950	39,822	45,941	43,597

平成 27 年 7 月 1 日に施設を開設

＜利用内訳（自然体験学習施設および公園施設）＞

区分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
公園利用者（人）	6,681	10,575	13,724	14,235	18,851
セミナーハウス（延べ数）	1,460	6,490	9,972	13,117	9,616
テントサイト（延べ数）	3,380	10,992	13,534	16,683	12,726
グラウンドゴルフ	711	424	368	363	478
自主事業等	952	1,469	2,224	1,543	1,926

8 施設の維持管理状況

(1) 指定管理者による管理運営状況

柏原市立体育館、柏原市立第二体育館、片山庭球場、堅下庭球場については株式会社オーエンス、サンヒルススポーツセンターについては株式会社サンアメニティ大阪、自然体験学習施設（竜田古道の里山公園）については特定非営利活動法人ナックが、それぞれ指定管理者として管理運営を行っています。いずれも指定管理期間は5年間となっています。

平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）までの管理運営収支をみると、柏原市立体育館及び柏原市立第二体育館は、平成30年度（2018年度）に黒字から赤字に転じ、令和元年（2019年度）は新型コロナウイルス感染症の影響もあり赤字幅が拡大しています。

片山庭球場及び堅下庭球場、サンヒルススポーツセンター、自然体験学習施設は一貫して黒字となっています。

<指定管理状況>

施設	指定管理者	指定期間	所管課
柏原市立体育館	株式会社オーエンス	平成30年4月1日～ 令和5年3月31日 (5年間)	スポーツ推進課
柏原市立第二体育館	株式会社オーエンス	平成30年4月1日～ 令和5年3月31日 (5年間)	スポーツ推進課
片山庭球場	株式会社オーエンス	平成30年4月1日～ 令和5年3月31日 (5年間)	スポーツ推進課
堅下庭球場	株式会社オーエンス	平成30年4月1日～ 令和5年3月31日 (5年間)	スポーツ推進課
サンヒルススポーツセンター（テニスコート、屋外プール）	株式会社サンアメニティ大阪	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日 (5年間)	スポーツ推進課
自然体験学習施設（竜田古道の里山公園）	特定非営利活動法人ナック	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日 (5年間)	社会教育課

＜管理運営費収支状況＞

■ 柏原市立体育館及び柏原市立第二体育館

収支項目	金額（円）			備考
	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	
指定管理料	31,434,000	28,168,800	27,602,500	
利用料金	11,568,950	11,479,355	10,898,425	
事業収入	12,221,900	12,121,620	11,782,770	各スポーツ教室等の収益金
雑収入	473,080	434,000	388,910	貸ラケット、貸ロッカー等
収入計	55,697,930	52,203,775	50,602,605	
賃金	40,197,236	38,779,075	38,495,532	
需用費	6,865,631	6,558,322	4,676,404	消耗品費、光熱水費、修繕費等
役務費	1,415,066	1,656,365	1,597,556	通信運搬費、広告料、手数料、保険料
委託料	3,821,364	3,821,352	4,607,907	講師、機械警備、電気保守点検等
使用料及び賃借料	870,285	1,419,768	3,045,389	AED 賃借料、複写費用使用料
備品購入費	446,136	555,601	332,109	
還付金			165,415	新型コロナウイルスによる閉館の為
支出計	53,615,718	52,790,483	52,920,312	
収支	2,082,212	▲586,708	▲2,247,707	

資料：指定管理者制度運用実績報告書

■片山庭球場及び堅下庭球場

収支項目	金額（円）			備考
	平成 29 年度 （2017）	平成 30 年度 （2018）	令和元年度 （2019）	
指定管理料	5,761,000	2,655,000	2,599,000	青谷運動場分を含む
利用料金	10,336,900	11,162,155	11,305,000	
事業収入	1,728,183	1,590,690	1,111,649	片山庭球場スクール収益金
収入計	12,065,083	12,752,845	12,416,649	
賃金	7,431,377	7,767,109	7,797,388	
需用費	1,544,135	1,604,053	1,499,894	消耗品費、光熱水費、修繕費等
役務費	106,559	94,464	94,212	通信運搬費、広告料
委託料	181,440	181,440	183,120	機械警備委託料
使用料及び賃借料	137,376	137,376	95,484	AED 賃借料等
備品購入費	98,550	254,880	464,760	
原材料費		191,700	100,825	
還付金	550,750	683,948	658,886	
支出計	10,050,187	10,914,970	10,894,569	
収支	2,014,896	1,837,875	1,522,080	

資料：指定管理者制度運用実績報告書

■サンヒルススポーツセンター

収支項目	金額（円）			備考
	平成 29 年度 （2017）	平成 30 年度 （2018）	令和元年度 （2019）	
指定管理料	18,400,000	20,200,000	20,200,000	
使用料徴収請負収入	50,000	50,000	50,000	
その他	23,796,724	28,653,496	26,845,876	
収入計	42,246,724	48,903,496	47,095,876	
人件費	14,497,876	18,696,672	20,897,625	
事務費	6,974,300	4,263,515	7,832,929	消耗品費、通信運搬費、被服費、修繕費、工事費、役務費、賃借料、委託料等
事業費	18,932,132	24,121,760	13,283,209	自主事業費
管理費	1,345,690	1,684,279	4,844,299	租税公課、支払い消費税等
使用料徴収経費	50,000	50,000	50,000	使用料徴収請負収入と同額
支出計	41,799,998	48,816,226	46,908,062	
収支	446,726	87,270	187,814	

資料：指定管理者制度運用実績報告書

■ 自然体験学習施設（竜田古道の里山公園全体の収支）

収支項目	金額（円）			備考
	平成 29 年度 （2017）	平成 30 年度 （2018）	令和元年度 （2019）	
指定管理料	15,440,000	15,420,000	15,530,000	
利用料金	1,241,800	2,113,090	1,905,120	
事業収入	6,563,921	8,228,067	7,250,616	自主事業収入
雑収入	669,705	475,684	472,865	
収入計	23,915,426	26,236,841	25,158,601	
給料・報酬	12,895,731	12,827,154	11,776,853	
報償費	372,380	342,658	285,188	
旅費	651,216	819,842	921,605	
需用費	4,456,795	4,414,195	4,585,567	
役務費	1,127,039	1,090,924	1,040,613	
委託料	2,039,640	1,413,200	1,469,353	
使用料及び賃借料	460,774	1,152,364	1,066,044	
備品購入費	163,044	141,286	514,819	
負担金	65,000	0	6,000	
その他（租税公課）	472,541	1,504,344	1,115,952	
支出計	22,704,160	23,705,967	22,781,994	
収支	1,211,266	2,530,874	2,376,607	

資料：指定管理者制度運用実績報告書

(2) 施設の歳入・歳出の状況

各施設ともに利用料金を徴収していることから、施設使用料が歳入の大半を占めています。歳出については施設ごとにばらつきはあるものの、光熱水費や維持管理に係る委託料が多くを占めています。堅下庭球場、片山庭球場については借地であることから土地借上料が歳出に計上されています。

サンヒル柏原については、民間事業者への貸付を行っていることから、土地建物の貸付料が歳入として計上されていますが、歳出として、光熱水費や維持管理上の委託料の他、修繕料、工事請負費などの歳出が多くなっており、収支としては歳出超過の状況となっています。

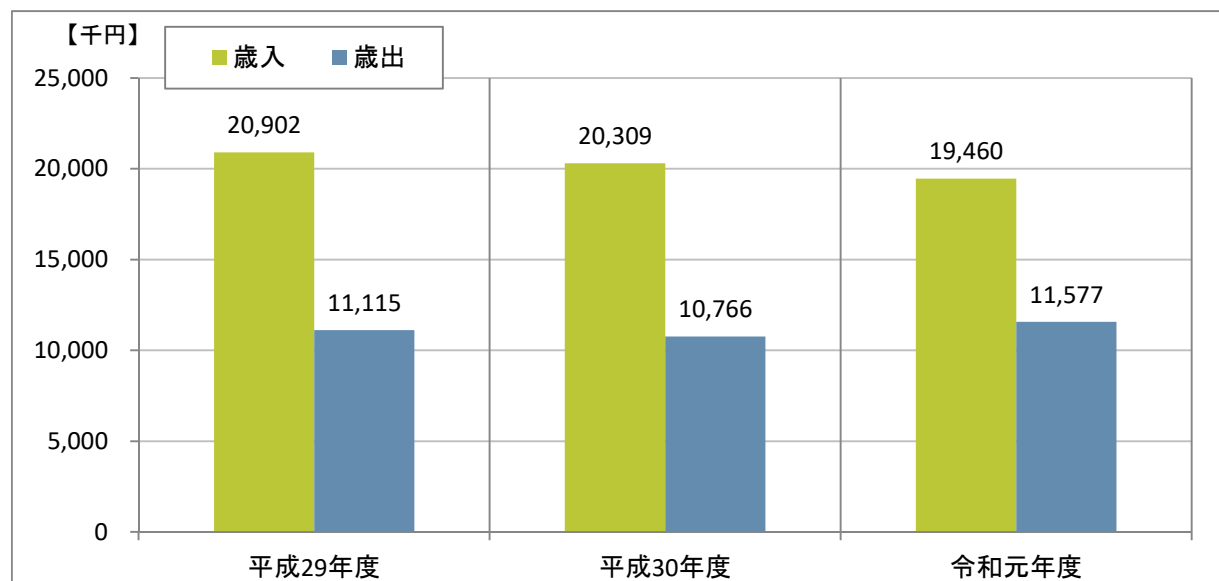
<歳入・歳出の状況>

■柏原市立体育館

■歳入		単位:円		
項目	備考	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設使用料		20,445,850	19,895,855	19,092,160
行政財産使用料		0	0	0
雑入		0	0	0
その他		455,850	413,620	368,140
■歳出		単位:円		
項目	備考	平成29年度	平成30年度	令和元年度
消耗品費	照明・空調機・衛生器具 その他維持管理・運営に係る消耗品	1,061,155	731,655	860,642
燃料費	ボイラー、非常用発電機、暖房等の燃料代	124,230	121,631	113,870
光熱水費(電気)		3,124,080	2,408,220	1,512,763
光熱水費(ガス)		254,676	285,604	452,550
光熱水費(水道)		194,239	189,337	218,607
修繕料		590,527	571,663	457,246
手数料	水道水質検査、浄化槽水質検査など	634,544	121,112	135,100
保険料	火災保険料	368,384	368,384	371,800
委託料①(施設維持)	清掃、警備、設備保守点検、植栽管理、特殊建築物定期点検	3,124,132	3,109,532	3,854,580
委託料②(事業運営)	求人費	64,800	615,488	507,581
使用料及び賃借料	下水道使用料、土地借上料、電柱等共架料、機器借上料 等	911,026	1,455,201	2,530,733
工事請負費	耐震工事、大規模修繕工事、駐車場等修繕工事	0	0	0
通信運搬費		217,476	256,109	253,652
備品購入費		446,136	531,625	308,133
負担金		0	0	0

※人件費、自主事業費等は含まず

			単位:千円
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入	20,902	20,309	19,460
歳出	11,115	10,766	11,577



■ 柏原市立第二体育館

■ 歳入

単位: 円

項目	備考	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設使用料		3,345,000	3,705,120	3,423,620
行政財産使用料		0	0	0
雑入		0	0	0
その他		17,230	20,380	20,770

■ 歳出

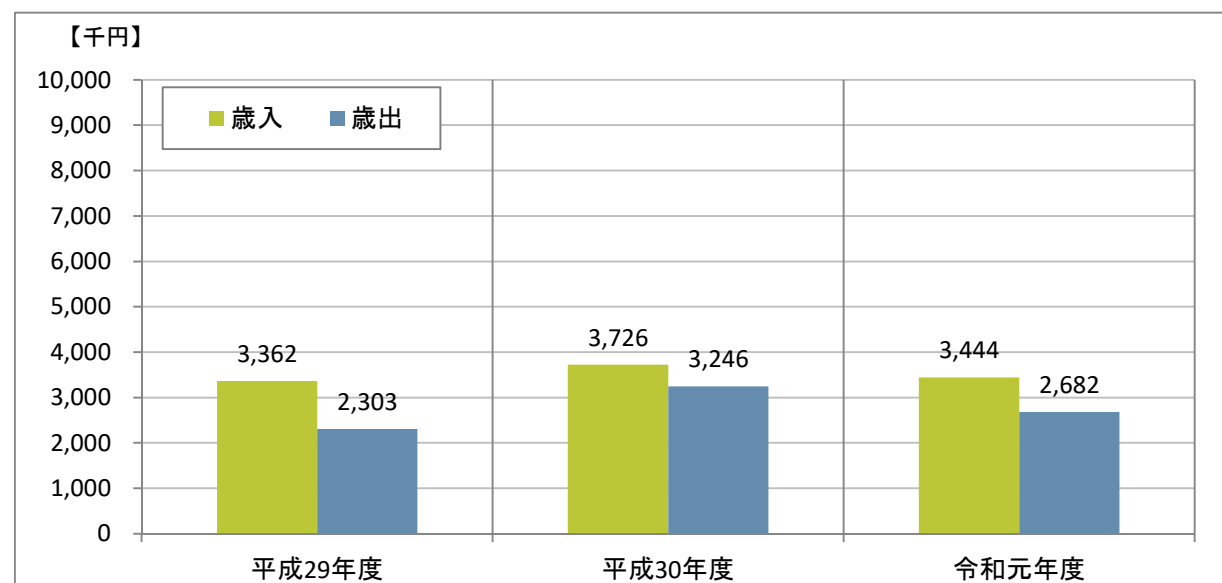
単位: 円

項目	備考	平成29年度	平成30年度	令和元年度
消耗品費	照明・空調機・衛生器具 その他維持管理・運営に係る消耗品	0	23,760	27,648
燃料費	ボイラー、非常用発電機、暖房等の燃料代	0	0	0
光熱水費(電気)		1,188,443	1,189,250	746,381
光熱水費(ガス)		73,952	72,459	62,093
光熱水費(水道)		22,644	16,494	13,420
修繕料		49,680	771,552	8,690
手数料	例 水道水質検査、浄化槽水質検査など	7,500	155,952	204,916
保険料	火災保険料	0	0	0
委託料①(施設維持)	清掃、警備、設備保守点検、植栽管理、特殊建築物定期点検	697,232	711,820	753,327
委託料②(事業運営)		0	0	0
使用料及び賃借料	下水道使用料、土地借上料、電柱等共架料、機器借上料 等	141,264	141,264	717,150
工事請負費	耐震工事、大規模修繕工事、駐車場等修繕工事	0	0	0
通信運搬費		122,362	139,320	124,507
備品購入費		0	23,976	23,976
負担金		0	0	0

※人件費、自主事業費等は含まず

単位: 千円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入	3,362	3,726	3,444
歳出	2,303	3,246	2,682



■堅下庭球場

■歳入

単位:円

項目	備考	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設使用料		1,010,000	973,660	936,330
行政財産使用料		0	0	0
雑入		0	0	0
その他		0	0	0

■歳出

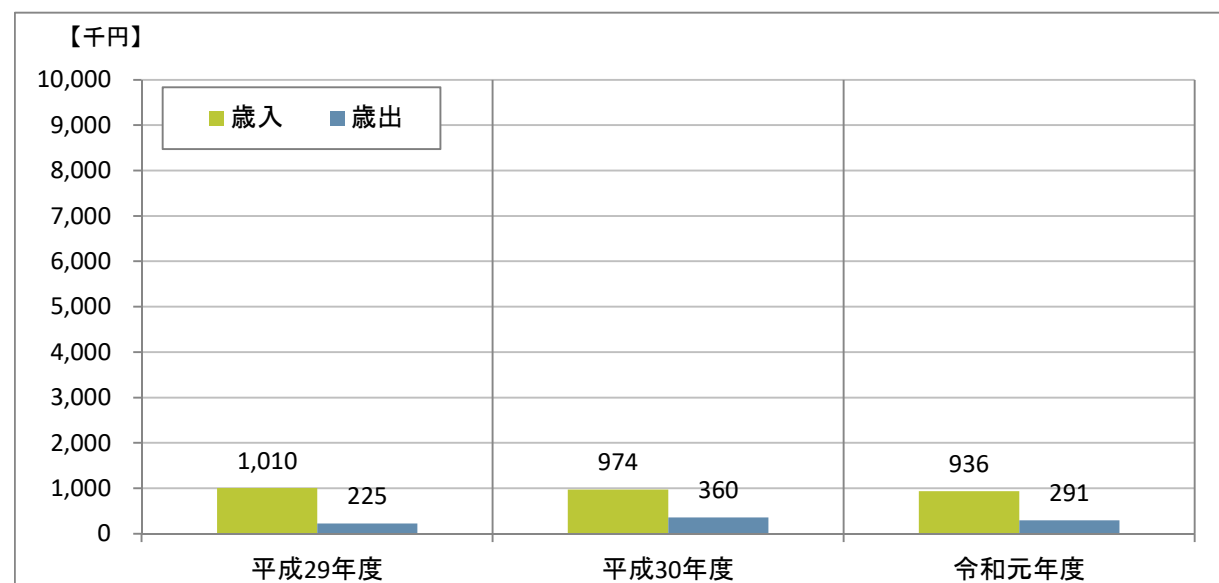
単位:円

項目	備考	平成29年度	平成30年度	令和元年度
消耗品費	照明・空調機・衛生器具 その他維持管理・運営に係る消耗品	0	158,220	100,825
燃料費	ボイラー、非常用発電機、暖房等の燃料代	0	0	0
光熱水費(電気)		75,833	74,816	77,221
光熱水費(ガス)		0	0	0
光熱水費(水道)		8,738	8,674	8,408
修繕料		22,032	0	8,640
手数料	例 水道水質検査、浄化槽水質検査など	0	0	0
保険料	火災保険料	0	0	0
委託料①(施設維持)	清掃、警備、設備保守点検、植栽管理、特殊建築物定期点検	0	0	0
委託料②(事業運営)		0	0	0
使用料及び賃借料	下水道使用料、土地借上料、電柱等共架料、機器借上料 等	77,414	77,325	55,981
工事請負費	耐震工事、大規模修繕工事、駐車場等修繕工事	0	0	0
通信運搬費		41,084	40,598	39,871
備品購入費		0	0	0
負担金		0	0	0

※人件費、自主事業費等は含まず

単位:千円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入	1,010	974	936
歳出	225	360	291



■片山庭球場

■歳入

単位:円

項目	備考	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設使用料		10,504,333	11,095,237	10,821,433
行政財産使用料		0	0	0
雑入		0	0	0
その他		0	0	0

■歳出

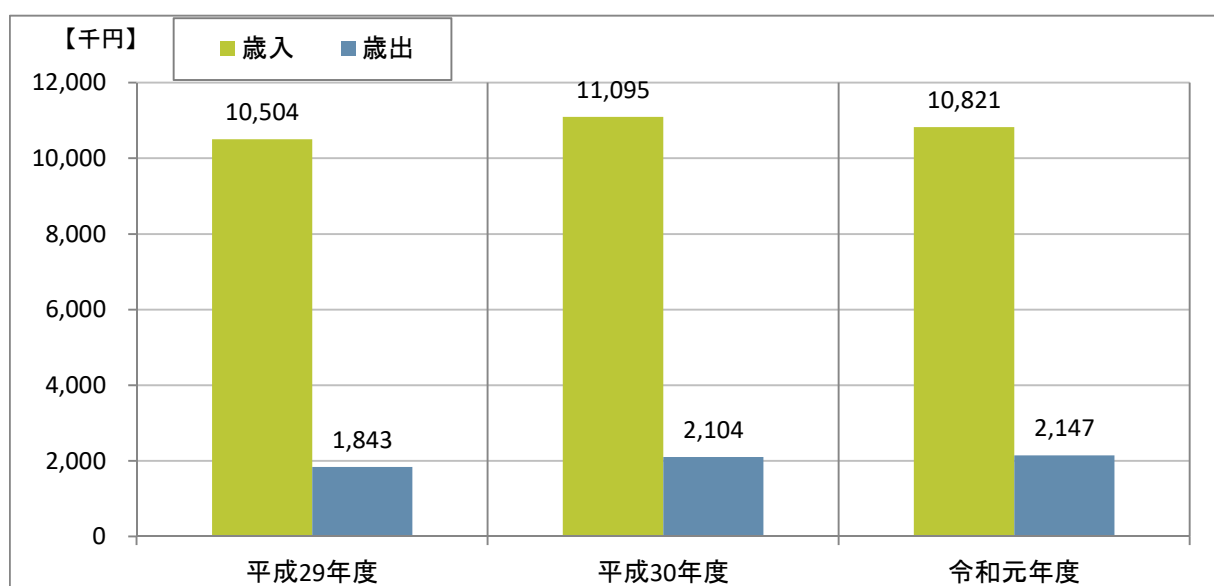
単位:円

項目	備考	平成29年度	平成30年度	令和元年度
消耗品費	照明・空調機・衛生器具 その他維持管理・運営に係る消耗品	0	172,800	117,680
燃料費	ボイラー、非常用発電機、暖房等の燃料代	0	0	0
光熱水費(電気)		1,174,169	1,027,231	1,010,339
光熱水費(ガス)		37,372	39,875	46,584
光熱水費(水道)		43,550	22,359	24,350
修繕料		173,715	259,416	172,712
手数料	例 水道水質検査、浄化槽水質検査など	0	0	0
保険料	火災保険料	0	0	0
委託料①(施設維持)	清掃、警備、設備保守点検、植栽管理、特殊建築物定期点検	181,440	181,440	183,120
委託料②(事業運営)		0	0	0
使用料及び賃借料	下水道使用料、土地借上料、電柱等共架料、機器借上料 等	68,688	92,413	73,463
工事請負費	耐震工事、大規模修繕工事、駐車場等修繕工事	0	0	0
通信運搬費		65,475	53,866	54,341
備品購入費		98,550	254,880	464,760
負担金		0	0	0

※人件費、自主事業費等は含まず

単位:千円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入	10,504	11,095	10,821
歳出	1,843	2,104	2,147



■サンヒルススポーツセンター

■歳入

単位:円

項目	備考	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設使用料		0	0	0
行政財産使用料		50,000	50,000	50,000
雑入	自動販売機収入、商品販売、機械試運転業務	1,133,608	797,153	623,359
その他	テニス教室収入、レストハウス収入	22,663,116	27,856,343	26,222,517

■歳出

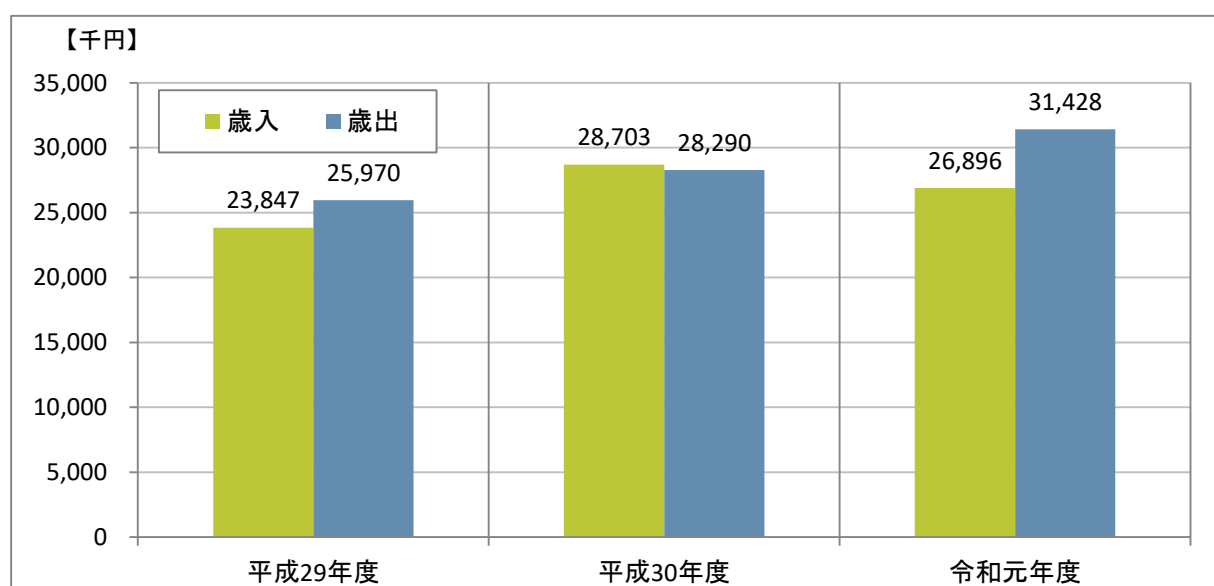
単位:円

項目	備考	平成29年度	平成30年度	令和元年度
消耗品費	照明・空調機・衛生器具 その他維持管理・運営に係る消耗品	3,313,542	3,118,305	2,881,808
燃料費	ボイラー、非常用発電機、暖房等の燃料代	0	0	0
光熱水費(電気)		0	0	0
光熱水費(ガス)		0	0	0
光熱水費(水道)		0	0	0
修繕料		873,169	0	670,680
手数料	例 水道水質検査、浄化槽水質検査など	444,311	298,559	564,662
保険料	火災保険料	61,301	83,857	50,000
委託料①(施設維持)	清掃、警備、設備保守点検、植栽管理、特殊建築物定期点検	3,767,360	2,997,000	3,390,265
委託料②(事業運営)		16,721,385	21,312,770	21,399,967
使用料及び賃借料	下水道使用料、土地借上料、電柱等共架料、機器借上料 等	409,723	363,938	369,384
工事請負費	耐震工事、大規模修繕工事、駐車場等修繕工事	0	0	1,980,000
通信運搬費		55,246	65,783	71,343
備品購入費		273,680	0	0
負担金		50,000	50,000	50,000

※人件費、自主事業費等は含まず

単位:千円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入	23,847	28,703	26,896
歳出	25,970	28,290	31,428



■サンヒル柏原（宿泊施設）

■歳入

単位:円

項目	備考	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設使用料	サンヒル柏原土地建物貸付収入	4,600,000	8,996,114	8,400,000
行政財産使用料		0	0	0
雑入	サンヒル柏原施設管理費負担金、目的外使用料 等	2,217,669	16,234,295	13,572,874
その他		0	0	0

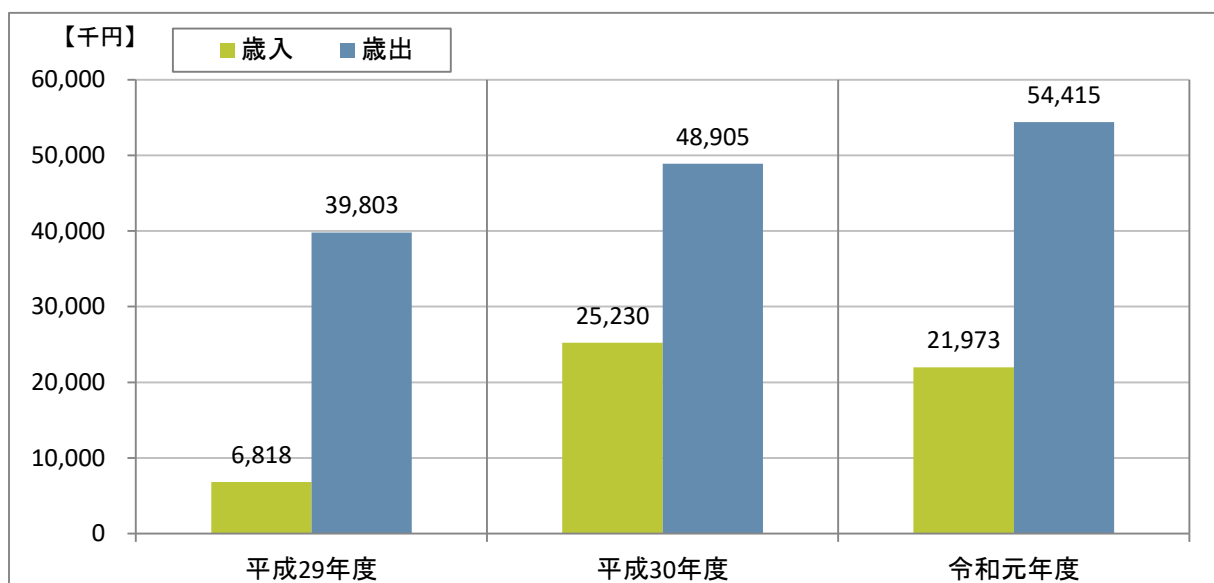
■歳出

単位:円

項目	備考	平成29年度	平成30年度	令和元年度
消耗品費	運営に係る消耗品	35,463	0	25,272
燃料費		0	0	0
光熱水費(電気)		8,865,749	16,028,473	13,089,949
光熱水費(ガス)		1,864,488	7,622,885	5,983,950
光熱水費(水道)		2,495,612	4,113,718	1,935,034
修繕料		21,345,196	3,661,874	5,676,609
手数料	水質検査、浄化槽法第11条検査、簡易専用水道検査など	25,400	62,040	173,770
保険料		0	0	0
委託料①(施設維持)	電気設備、警備、自動ドアなどの保守点検	5,171,148	6,961,836	12,273,668
委託料②(事業運営)		0	0	0
使用料及び賃借料		0	0	0
工事請負費	施設整備工事、屋上防水改修工事	0	10,454,400	15,257,000
通信運搬費		0	0	0
備品購入費		0	0	0
負担金		0	0	0

単位:千円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入	6,818	25,230	21,973
歳出	39,803	48,905	54,415



■自然体験学習施設

■歳入

単位:円

項目	備考	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設使用料		1,241,800	2,113,090	1,905,120
行政財産使用料		0	0	0
雑入		7,233,626	8,703,751	7,723,481
その他		0	0	0

■歳出

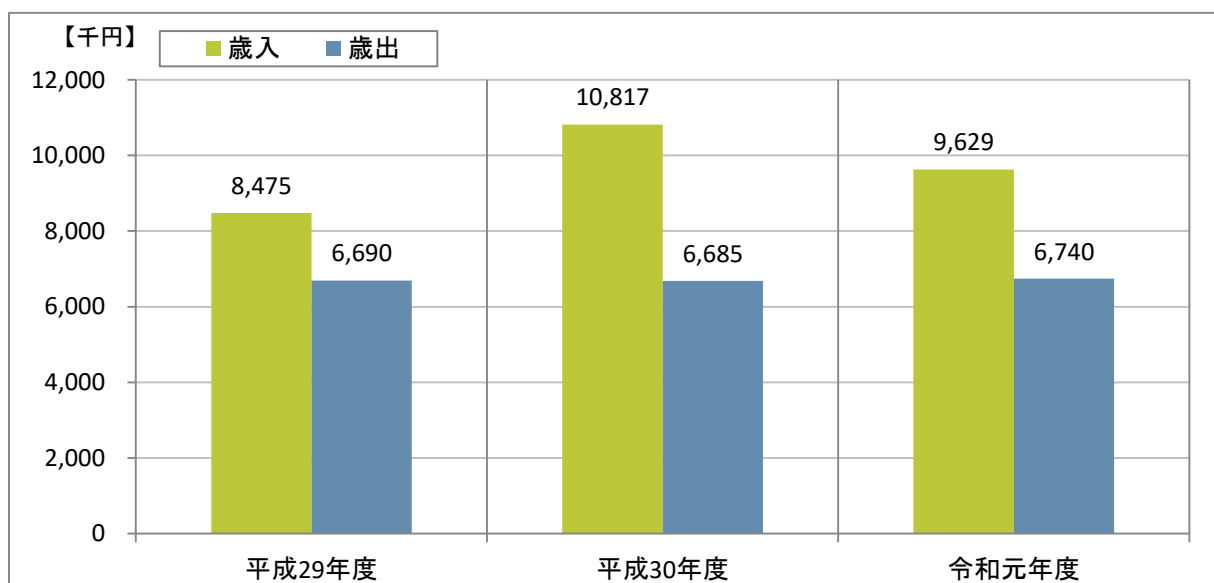
単位:円

項目	備考	平成29年度	平成30年度	令和元年度
消耗品費	照明・空調機・衛生器具 その他維持管理・運営に係る消耗品	1,688,279	1,618,951	1,464,418
燃料費	ボイラー、非常用発電機、暖房等の燃料代	116,205	131,868	147,679
光熱水費(電気)		884,626	1,007,822	877,697
光熱水費(ガス)				
光熱水費(水道)				
修繕料		145,845	128,488	153,844
手数料	水道水質検査、浄化槽水質検査など	194,045	85,443	62,788
保険料	火災保険料	497,552	551,112	476,240
委託料①(施設維持)	清掃、警備、設備保守点検、植栽管理、特殊建築物定期点検	2,039,640	1,413,200	1,469,353
委託料②(事業運営)		0	0	0
使用料及び賃借料	下水道使用料、土地借上料、電柱等共架料、機器借上料 等	460,774	1,152,364	1,066,044
工事請負費	耐震工事、大規模修繕工事、駐車場等修繕工事	0	0	0
通信運搬費		435,442	454,369	501,585
備品購入費		163,044	141,286	514,819
負担金		65,000	0	6,000

※人件費等は含まず

単位:千円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入	8,475	10,817	9,629
歳出	6,690	6,685	6,740



(3) 修繕等の実施状況

柏原市立体育館、柏原市立第二体育館、片山庭球場については、経年劣化による改修が必要となっており、部分改修等を行い施設の延命化を図っています。

サンヒル柏原については、築後 30 年以上が経っており、不具合も多くみられるため、老朽化対応の修繕や改修工事を毎年実施しています。

<施設の修繕実績>

■柏原市立体育館

年度	工事等の内容	金額（円）
平成 27（2015）	トイレ修繕、トレーニング器具修繕、ベルトマッサージ機修繕等	1,359,838
平成 28（2016）	トレーニング器具修繕、換気扇修繕、屋外等修繕、消火設備修繕等	2,284,029
平成 29（2017）	ガラス取り替え、ブレーカー取り替え等	590,527
平成 30（2018）	体育室照明取り替え、ボイラー修繕、トレーニング器具修繕等	571,663
令和元（2019）	トレーニング器具レザークリナー張り替え、トレーニング器具修繕、ボイラー点検修繕等	457,246

■柏原市立第二体育館

年度	工事等の内容	金額（円）
平成 27（2015）	ボイラー修繕	43,804
平成 28（2016）	消防用設備修繕、ボイラー修繕	224,532
平成 29（2017）	屋外灯制御基板修繕	49,680
平成 30（2018）	体育室照明修繕、体育室遮光カーテン修繕等	771,552
令和元（2019）	競技用ネット修繕	8,640

■堅下庭球場

年度	工事等の内容	金額（円）
平成 27（2015）	なし	—
平成 28（2016）	テニスコート修繕、テニスネット修繕	285,092
平成 29（2017）	水道栓修繕	22,032
平成 30（2018）	なし	—
令和元（2019）	テニスネット修繕	8,640

■片山庭球場

年度	工事等の内容	金額（円）
平成 27（2015）	ナイター照明取り替え、駐車場照明取り替え等	198,180
平成 28（2016）	ナイター照明取り替え	43,956
平成 29（2017）	ナイター照明取り替え、玄関ガラス入れ替え等	173,715
平成 30（2018）	ナイター照明取り替え、防風ネット張り替え等	259,416
令和元（2019）	ナイター照明取り替え、ナイター照明点灯不良修繕	172,712

■サンヒル柏原

年度	工事等の内容	金額（円）
平成 27（2015）	施設改修工事（浴場内と外部を遮蔽するための目隠しフェンス設置）	842,400
	修繕（排水溝、エレベーター、浴室脱衣場、小便器用センサー、受電設備、厨房用水栓取替他、浴室水栓、吸収冷温水機）	6,160,762
	合計	7,003,162
平成 28（2016）	プール設備改修工事	16,312,320
	加圧給水ポンプ更新工事（サンヒル柏原の建物施設に給水するための加圧給水ポンプの取り替えに伴う改修工事）	4,370,760
	修繕（スチームコンベクション、テニスコート、エアコンスイッチ、フロートレススイッチ、エアコン、テニスコート管理等シャワー水栓等、ボイラー、誘導灯、漏水）	2,584,764
	合計	23,267,844
平成 29（2017）	プール設備改修工事	26,115,480
	修繕（バランシングタンク、ポンプ、合併浄化槽、吸収冷温水機、ボイラー、テニスコート、プール入退場ゲート塗装、給水設備、テニス事務所ドア、自家用電気工作物部品、外部自販機絶縁、給湯管漏水、冷温水機、ロビー系統ファンコイル、その他館内の不具合等）	32,312,185
	合計	58,427,665
平成 30（2018）	2 階大広間空調設備整備工事（設備工事に伴う天井やり替え、舗装撤去復旧、室外機基礎工事等）	10,454,400
	修繕（身障者トイレ押しボタン漏水、消防設備、合併浄化槽、吸収冷温水機、ファンコイル、プール棟浄化槽、レストラン空調配管、エレベーター、従業員用自転車置き場屋根、VEC ヒーター、吸収冷温水機）	3,718,574
	合計	14,172,974
令和元（2019）	屋上防水改修工事（屋上防水改修、樋改修、室外機撤去等）	15,257,000
	修繕（空調機器、2 階ホールファンコイル、合併浄化槽、吸収冷温水機、エレベーター、消防設備、排水管、VEC ヒーター、給水管漏水、防火設備）	5,676,609
	合計	20,933,609

4章 スポーツ・レクリエーション施設に関する評価と課題整理

1 評価の考え方

施設の今後の方向性を検討する上で、各施設の現状を踏まえた評価を行い、課題を整理します。評価は「建物等の性能」、「施設利用や管理運営の状況」、「施設の立地環境」、「施設の役割や必要性」の視点から行います。

＜施設評価の考え方＞

①建物等の性能に関する評価	● 建築後の経過年数の状況 ※建物の更新目安の年数として以下を設定 ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造：60年 ・木造、軽量鉄骨造：40年 ● 耐震性（適用耐震基準、耐震改修の有無） ● 劣化等の改善事項（劣化状況・近年の改修等履歴等）
②施設利用や管理運営の状況に関する評価	● 施設の利用条件等（利用条件、利用傾向等） ● 管理運営の状況（運営形態、歳出・歳入状況）
③施設の立地環境に関する評価	● アクセス性 ● 立地上の制約等（災害リスク、土地所有等） ● 周辺類似施設等（機能の重複する類似・関連施設）
④施設の役割や必要性に関する評価	● 施設の設置目的、求められる役割に対して、実施している事業やサービスは適切か ● 施設の機能やサービスを他の施設で代替することは可能か ● 地域コミュニティの維持や防災の面での役割を有しているか

2 施設の評価と課題

(1) 柏原市立体育館

本市の総合体育館として、団体練習等での利用や、競技会・大会利用のほか、スポーツ教室の開催、体育室開放事業による個人利用など、幅広く利用されており、市民の健康、体力の維持増進及びスポーツの普及に関する拠点となっています。

建物については約 40 年経過しており、鉄筋コンクリート造建物の更新目安年数を 60 年として見ると、更新までの残存年数は少ない状況となっています。また、旧耐震基準で耐震診断、耐震改修ともに未実施であり、老朽化も進みつつあることから、サービスを継続していく上では、耐震性確保や老朽化対策のための改修や建替えの検討が必要となります。

なお、建替えの場合、現在の敷地では余剰スペースがないことから、解体と建替えに伴う長期の休館が見込まれるほか、道路のアクセス環境や駐車台数の面でも課題があることから、他の場所への移転整備についても検討する必要があります。

評価の視点		評価内容
建物等の性能	経過年数	・鉄筋コンクリート造で昭和 53 年（1978 年）の建築であり、40 年以上経過。更新目安年数（60 年）から見ると、残存年数は少ない。
	耐震性	・旧耐震基準の建築物であり、耐震診断、耐震改修は未実施。
	劣化等の改善事項	・屋上塗装等、老朽化対応が必要となっている。
		（改修・更新の希望箇所） ・屋根改修
施設利用や管理運営の状況	利用条件等	・（体育室）利用団体登録した 10 人以上のグループ。要事前予約。 ・（トレーニング室）事前に講習会受講。（卓球室）事前登録なしで利用可。
	管理運営状況	・指定管理制度を導入。指定管理者は株式会社オーエンス（平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日の 5 年間） ・指定管理料は年間 3 千万円前後（第二体育館分を含む）
立地環境	アクセス性	・河内国分駅の利用が可能。 ・駐車場は 32 台。 ・傾斜地に立地し周辺道路が狭あいである。
	立地上の制約等	・浸水被害、土砂災害などの災害リスクは想定されていない。
	周辺施設	・学校体育施設開放事業により、市内在住・在勤・在学者については柏原中学校の体育館も利用可能。
施設の役割や必要性		・団体練習等での利用や、競技会・大会利用のほか、スポーツ教室の開催、体育室開放事業による個人利用など、幅広く利用されており、市民の健康、体力の維持増進及びスポーツの普及に関する拠点となっている。 ・国分地域に市立体育館、堅下地域に第二体育館があり、地域的な役割分担ができています。

(2) 柏原市立第二体育館

柏原市立体育館と同様に、市民の健康、体力の維持増進及びスポーツの普及に関する拠点としての役割を持っており、球技だけでなく武道系の競技種目にも対応した施設となっています。

アクセス性の面では、敷地が狭く十分な駐車台数がないことから、地域密着の色合いが強い施設となっています。

建物については、新耐震基準による建築であり、老朽化も顕著ではありませんが、今後、長期的な使用も見据え、適切に維持管理していく必要があります。

評価の視点		評価内容
建物等の性能	経過年数	・鉄筋コンクリート造で昭和 60 年（1985 年）の建築であり、更新目安年数（60 年）の半分を経過。
	耐震性	・新耐震基準の建築物であり、問題なし。
	劣化等の改善事項	・特になし。小規模な修繕を随時実施。
		（改修・更新の希望箇所） ・特になし
施設利用や管理運営の状況	利用条件等	・（体育室）利用団体登録した 10 人以上のグループ。要事前予約。
	管理運営状況	・指定管理制度を導入。指定管理者は株式会社オーエンス（平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日の 5 年間） ・指定管理料は年間 3 千万円前後（市立体育館分に含まれる）
立地環境	アクセス性	・安堂駅の利用が可能。 ・駐車場は 7 台。 ・傾斜地に立地し周辺道路が狭あいである。
	立地上の制約等	・浸水被害、土砂災害などの災害リスクは想定されていない。
	周辺施設	・学校体育施設開放事業により、市内在住・在勤・在学者については柏原中学校の体育館も利用可能。
施設の役割や必要性		・一般利用や各種大会での利用、スポーツ教室の開催など、幅広く利用されており、市民の健康、体力の維持増進及びスポーツの普及に関する拠点となっている。 ・国分地域に市立体育館、堅下地域に第二体育館があり、地域的な役割分担ができているほか、武道系の競技種目にも対応した施設となっている。

(3) 円明運動広場

円明中小企業団地の造成にあわせて整備された施設で、市民のほか周辺企業にも利用されており、市民の健康、体力の維持増進及びスポーツの普及に関する拠点としての役割があります。

建物については小規模なトイレ棟のみとなっていますが、利用者の利便性確保に欠かせない施設であるため、今後も適切に維持管理していく必要があります。

評価の視点		評価内容
建物等の性能	経過年数	・建物はトイレ棟のみで、鉄筋コンクリート造、平成 10 年（1998 年）の建築。
	耐震性	・新耐震基準の建築物であり、問題なし。
	劣化等の改善事項	・特になし
		（改修・更新の希望箇所） ・特になし
施設利用や管理運営の状況	利用条件等	・事前に団体登録が必要。 ・利用登録団体は、市内外の約 50 団体。周辺企業の利用もあり。 ・市外利用者は有料。
	管理運営状況	・直営で管理している。
立地環境	アクセス性	・徒歩圏に鉄道駅はない。 ・駐車場なし。
	立地上の制約等	・浸水被害、土砂災害などの災害リスクは想定されていない。
	周辺施設	・類似施設（グラウンド）はなし。
施設の役割や必要性		・市民の他、周辺企業等の利用もあり、市民の健康、体力の維持増進及びスポーツの普及に関する拠点となっている。

(4) 堅下庭球場

片山庭球場とともに、一般利用のほか、テニス教室やテニス大会の会場として、特に土日祝日は高い稼働率で利用されています。また、敷地内に防災資材庫があり、防災面での役割も果たしています。

建物は、新耐震基準による建築であるとともに、老朽化は顕著ではありませんが、目標使用年数の半分を経過しており、今後も適切に維持管理していく必要があります。

土地は借地であり、借地期間の終了によりサービス提供に支障が出ないように、状況に応じて、借地期間の延長や用地取得の検討が必要となります。

評価の視点		評価内容
建物等の性能	経過年数	・建物は管理棟のみで、鉄骨造、昭和 57 年（1982 年）の建築であり、更新目安年数（60 年）の半分を経過。
	耐震性	・新耐震基準の建築物であり、問題なし。
	劣化等の改善事項	・特になし
		（改修・更新の希望箇所） ・特になし
施設利用や管理運営の状況	利用条件等	・事前登録なし。 ・土日祝日は 100%に近い稼働率。
	管理運営状況	・指定管理制度を導入。指定管理者は株式会社オーエンス（平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日の 5 年間）
立地環境	アクセス性	・堅下駅の利用が可能。 ・駐車場 7 台。
	立地上の制約等	・大和川の浸水想定区域（0.5m～3m未満）に含まれている。 ・借地である。
	周辺施設	・類似施設（テニスコート）はなし。
施設の役割や必要性		・貸コートのほか、テニス教室、テニス大会の場としても利用されており、市民の健康、体力の維持増進及びスポーツの普及に関する拠点となっている。 ・防災資材庫があり、防災面での役割も果たしている。

(5) 片山庭球場

堅下庭球場とともに、一般利用のほか、テニス教室やテニス大会の会場として、特に土日祝日は高い稼働率で利用されています。

建物は、新耐震基準による建築であるとともに、老朽化は顕著ではありませんが、目標使用年数が迫っていることから、今後の建物等の状況に応じて大規模改修や更新が必要となる可能性があります。

土地は借地であり、借地期間の終了によりサービス提供に支障が出ないよう、状況に応じて、借地期間の延長や用地取得の検討が必要となります。

評価の視点		評価内容
建物等の性能	経過年数	・建物は管理棟のみで、軽量鉄骨造、平成 3 年（1991 年）の建築であり、30 年程度経過し、更新目安年数（40 年）が迫っている。
	耐震性	・新耐震基準の建築物であり、問題なし。
	劣化等の改善事項	・特になし
		（改修・更新の希望箇所） ・特になし
施設利用や管理運営の状況	利用条件等	・事前登録なし。 ・土日祝日は 100%に近い稼働率。
	管理運営状況	・指定管理制度を導入。指定管理者は株式会社オーエンス（平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日の 5 年間）
立地環境	アクセス性	・駐車場 25 台。徒歩圏に鉄道駅はない。
	立地上の制約等	・大和川の浸水想定区域（0.5m未満）に含まれている。 ・借地である。
	周辺施設	・類似施設（テニスコート）はなし。
施設の役割や必要性		・貸コートのほか、テニス教室、テニス大会の場としても利用されており、市民の健康、体力の維持増進及びスポーツの普及に関する拠点となっている。

(6) 平野こどもスポーツ広場

市民の健康、体力の維持増進及びスポーツの普及の地域拠点として、体育協会の加盟団体が利用しています。

建物については小規模なトイレ棟のみとなっていますが、利用者の利便性確保に欠かせない施設であるため、今後も適切に維持管理していく必要があります。

評価の視点		評価内容
建物等の性能	経過年数	・その他造で平成 8 年（1996 年）の建築であり、25 年程度経過。
	耐震性	・新耐震基準の建築物であり、問題なし。
	劣化等の改善事項	・特になし
		（改修・更新の希望箇所） ・特になし
施設利用 や管理運 営の状況	利用条件等	・体育協会の加盟団体が利用可能。使用料を徴収している。
	管理運営状況	・直営で管理している。
立地環境	アクセス性	・法善寺駅、堅下駅の利用が可能。 ・駐車場なし。
	立地上の制約等	・土砂災害警戒区域（土石流）に含まれている。
	周辺施設	・類似施設（グラウンド）はなし。
施設の役割や必要性		・市民の健康、体力の維持増進及びスポーツの普及の地域拠点としての役割を果たしており、周辺地域におけるグラウンドの機能は必要である。

(7) サンヒル柏原

本市が施設を取得した当時は、健康増進や観光振興の拠点としての役割がありましたが、現在では暫定的に貸付を行っているレストラン等と、スポーツセンターとして引き続き活用しているテニスコート、屋外プールのみが稼働している状況です。宿泊施設の建物については30年近く経過していますが、更新目安の年数（60年）に対しては余裕があることから、今後の活用の方向性について明確にしていく必要があります。なお、市街化調整区域に立地しており、利活用に際して用途面での制約が生じることに留意が必要です。

評価の視点		評価内容
建物等の性能	経過年数	・宿泊施設は鉄筋コンクリート造で昭和63年（1988年）の建築であり、30年近く経過しているが、更新目安の年数（60年）に対しては余裕がある。 ・クラブハウス、レストハウスは、鉄骨造で平成元年（1989年）、平成2年（1990年）の建築であり、比較的新しい。
	耐震性	・新耐震基準の建築物であり、問題なし。
	劣化等の改善事項	・浴場は設備故障により使用休止中。老朽化対応が必要になっている。
施設利用や管理運営の状況	利用条件等	・（宿泊施設）貸付により民間のレストラン、貸館として営業（平成30年1月1日～） ・（スポーツセンター）スクール以外の一般利用は利用登録なし。
	管理運営状況	・（宿泊施設）貸付により民間が暫定的に利用。（貸付期間はR4年度まで） ・歳入：約18,007千円/年、歳出：約47,708千円/年（H29～R1の平均） ・（スポーツセンター）指定管理制度を導入。指定管理者は株式会社サンアメニティ大阪（令和2年4月1日～令和7年3月31日の5年間）、指定管理料は年間2千万円前後。
立地環境	アクセス性	・高井田駅、安堂駅、市内循環バス（サンヒル柏原前）の利用が可能。 ・駐車場136台。
	立地上の制約等	・浸水被害、土砂災害などの災害リスクは想定されていない。 ・市街化調整区域に立地。開発審査会による許可の上で立地しており、利活用に際して用途面での制約が生じる。
	周辺施設	・機能が重複する施設は特になし。
施設の役割や必要性		・本来は健康増進や観光振興の拠点としての役割があるが、現在稼働しているのは、宿泊施設の一部貸付部分（レストラン、大広間等）と、指定管理によるテニスコート、屋外プールのみであり、設置目的に対し、十分な役割を果たしているとは言えない状況にある。 ・レジャープールは市内唯一の施設であり、スポーツ施設として引き続き活用しているが、屋外プールのため稼働できる期間が限定される。

(8) 自然体験学習施設

恵まれた自然環境を活かし、自然体験・自然学習を楽しむ場として整備した新しい施設であり、開設以来、利用者増が続いてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少がみられます。

一方、昨今のキャンプ、アウトドア活動の人気などから、今後も底堅い需要はあると考えられ、市内外からの利用ニーズに応えていくことが期待されます。

建物は新しく、特に不具合等はみられませんが、今後、老朽化が進むことを見越し、計画的な改修の実施等により長寿命化を図りつつ、適切に維持管理していく必要があります。

評価の視点		評価内容
建物等の性能	経過年数	・軽量鉄骨造で平成 27 年（2015 年）の建築であり新しい施設である。
	耐震性	・新耐震基準の建築物であり、問題なし。
	劣化等の改善事項	・特になし (改修・更新の希望箇所) ・特になし
施設利用や管理運営の状況	利用条件等	・研修会、会議等での利用（20 名迄の宿泊可能） ・平成 30 年度までは利用者数が増加。
	管理運営状況	・指定管理制度を導入。指定管理者は特定非営利活動法人ナック（平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日の 5 年間） ・指定管理料は年間 1,500 万円前後
立地環境	アクセス性	・堅上地域の市街化調整区域に立地。駐車場 26 台、身障者用 2 台。公共交通はない。
	立地上の制約等	・浸水被害、土砂災害などの災害リスクは想定されていない。 ・市外化調整区域に立地。都市計画公園（地区公園）
	周辺施設	・機能が重複する施設は特になし。
施設の役割や必要性		・自然体験・自然学習を楽しむ施設として整備された施設で、開設以来、平成 30 年度までは、利用者が増加を続けており、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的な利用者減はあるものの、市内外からのアウトドア活動等の需要に応えていくことが期待される。

5章 施設の維持・管理方針

1 柏原市立体育館

本施設は総合体育館としての役割を担う重要な施設ですが、老朽化・耐震化などハード面の課題への対応が必要です。今後は以下の方針に基づき、適切に管理を行います。

方針1 本市の総合体育館としての機能維持

- 市民の健康、体力の維持増進及びスポーツの普及に関する拠点として、長期的に機能を維持していくことを基本とし、耐震化や老朽化対策の方向性も踏まえた上で、適切な維持管理を行います。
- 市立第二体育館など、類似性の高い屋内体育施設との間で適切な機能分担、連携を図り、身近にスポーツに親しめる機会を効率的・効果的に提供できるよう努めます。

方針2 老朽化や耐震化などハード面での課題への対応

- 利用者の安全・安心を確保するため、建物・設備の老朽化や耐震化などの課題に対しては、できるだけ速やかに対応方策を検討します。検討においては、現在の場所でのサービス継続を前提とした大規模改修や、他の場所への移転整備など、幅広い選択肢を想定します。

方針3 適正な維持管理の実施

- 指定管理者との連携の下、建物や設備の日常的な保守・点検等を適切に実施し、安全・安心な利用環境を維持します。

2 柏原市立第二体育館

柏原市立体育館と適切な機能分担、連携を図りつつ、市民の健康、体力の維持増進及びスポーツの普及に関する拠点の一つとして維持していきます。今後は以下の方針に基づき、適切に管理を行います。

方針1 地域に密着したスポーツ施設としての機能維持

- 市民の健康、体力の維持増進及びスポーツの普及に関する拠点の一つとして、今後も長期に渡って機能を維持していくことを基本とし、予防保全の観点から適切な維持管理を行います。
- 柏原市立体育館など、類似性の高い屋内体育施設との間で適切な機能分担、連携を図り、身近にスポーツに親しめる機会を効率的・効果的に提供できるよう努めます。

方針2 建物や設備の計画的な保全と長寿命化

- 建物については、老朽化等の状況を踏まえて必要な長寿命化対策を計画的に実施することで、躯体への劣化の影響を抑制し、ライフサイクルコストの低減を図ります。
- 設備については、修繕・更新等の周期を踏まえて計画的な保全を行います。また、修繕・更新を行う場合は、将来の社会ニーズ等も踏まえて最適な対応策を検討します。

方針3 適正な維持管理の実施

- 指定管理者との連携の下、建物や設備の日常的な保守・点検等を適切に実施し、安全・安心な利用環境を維持します。

3 運動広場、庭球場

市民の健康、体力の維持増進及びスポーツの普及に関する拠点として維持していきます。また、土地が借地となっている施設については、安定的にサービスが提供できるよう、借地期間の延長や用地取得について検討します。今後は以下の方針に基づき、適切に管理を行います。

方針1 地域に密着したスポーツ施設としての機能維持

- グラウンドやテニスコートについて、今後もサービスを維持していく観点から、適切な維持管理を行い、身近にスポーツに親しめる機会を効率的・効果的に提供できるよう努めます。
- いずれも小規模なトイレ棟や管理棟の建物であることから、予防保全の観点での長寿命化等の改修は想定せず、老朽化等の状況を踏まえて必要な修繕を行います。

方針2 適正な維持管理の実施

- 指定管理を行っている施設では、指定管理者との連携の下、建物や設備の日常的な保守・点検等を適切に実施し、安全・安心な利用環境を維持します。

方針3 用地確保のための検討

- 堅下庭球場と片山庭球場については、施設用地が借地であることから、借地期間の終了により、サービス提供に支障が出ないように、状況に応じて、借地期間の延長や用地取得の検討を行います。

4 サンヒル柏原

昨今の社会状況の変化等も踏まえた上で、健康増進や観光振興といった設置当初の目的をいま一度精査し、今後の中長期的な利活用方針について検討します。

方針1 今後の利活用方針の検討

- 宿泊施設については暫定的な活用を行っている状況であるため、民間事業者等への貸付を継続しつつも、今後の中長期的な利活用方針について検討します。
- スポーツセンターについては、当面の間はテニスコートと屋外プールの形態を維持しつつ、宿泊施設の利活用方針を踏まえた中で、中長期的なあり方を検討します。
- 故障や老朽化が見られる設備については、今後の利活用方針に合わせて必要な改修を行う想定とします。
- 利活用方策を検討する上では、貸付を行っている民間事業者の意向や、スポーツセンターの指定管理期間との調整を図るなど、既存事業者にも十分配慮します。

方針2 適正な維持管理の実施

- 指定管理を行っているスポーツセンターについては、指定管理者との連携の下、建物や設備の日常的な保守・点検等を適切に実施し、安全・安心な利用環境を維持します。
- 貸付を行っている宿泊施設や旧従業員用寄宿舍については、貸付事業者との連携の下、建物や設備の日常的な保守・点検等を適切に実施し、安全・安心な利用環境を維持します。

5 自然体験学習施設

市内外からのアウトドア活動等の需要に応え、自然体験・自然学習を楽しむ場として維持していきます。今後は以下の方針に基づき、適切に管理を行います。

方針1 自然体験・自然学習を楽しむ場としての機能維持

- 自然体験・自然学習を楽しむ場としての役割を果たすため、今後も長期に渡って機能を維持していくことを基本とし、予防保全の観点から適切な維持管理を行います。
- 魅力的なサービスが提供できるよう、指定管理者と連携を図りながら、各種講座やイベント等の充実に努めます。

方針2 建物や設備の計画的な保全と長寿命化

- 建物については、老朽化等の状況を踏まえて必要な長寿命化対策を計画的に実施することで、躯体への劣化の影響を抑制し、ライフサイクルコストの低減を図ります。
- 設備については、修繕・更新等の周期を踏まえて計画的な保全を行います。また、修繕・更新を行う場合は、将来の社会ニーズ等も踏まえて最適な対応策を検討します。

方針3 適正な維持管理の実施

- 指定管理者との連携の下、建物や設備の日常的な保守・点検等を適切に実施し、安全・安心な利用環境を維持します。

6章 施設の保全計画

1 保全の基本的な考え方

(1) 目標使用年数

施設を適正に管理していく上では、建物や設備の物理的な劣化や、社会的な劣化（機能の陳腐化や社会的な要求性能への未達等）の状況を踏まえ、長寿命化や建替えなどを適切に判断していく必要があります。

ここでは、その判断の指標として、建築物の物理的な寿命を想定した「目標使用年数」を設定します。目標使用年数については、日本建築学会より示されている構造別の目標耐用年数の考え方を踏まえ、鉄筋コンクリート造／鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、ブロック造の建物で 60 年、軽量鉄骨造と木造の建物で 40 年に設定します。

<目標使用年数>

構造	目標使用年数
鉄筋コンクリート造／鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、ブロック造	60 年
木造、軽量鉄骨造	40 年

<目標使用年数の設定に係る参考資料（日本建築学会）>

■建築物の用途・構造に応じた望ましい目標耐用年数の級

用途	構造	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 レンガ造	木造
		高品質	普通品質	重量鉄骨		軽量鉄骨		
				高品質	普通品質			
学校・庁舎		Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 40 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 60 以上
住宅・事務所・病院		Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 40 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 40 以上
店舗・旅館・ホテル		Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 40 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 40 以上
工場		Y ₀ 40 以上	Y ₀ 25 以上	Y ₀ 40 以上	Y ₀ 25 以上	Y ₀ 25 以上	Y ₀ 25 以上	Y ₀ 25 以上

■級に応じた目標耐用年数

目標耐用年数 級(Y ₀)	代表値	範囲	下限値
Y ₀ 150	150 年	120～200 年	120 年
Y ₀ 100	100 年	80～120 年	80 年
Y ₀ 60	60 年	50～80 年	50 年
Y ₀ 40	40 年	30～50 年	30 年
Y ₀ 25	25 年	20～30 年	20 年
Y ₀ 15	15 年	12～20 年	12 年
Y ₀ 10	10 年	8～12 年	8 年
Y ₀ 6	6 年	5～8 年	5 年
Y ₀ 3	3 年	2～5 年	2 年

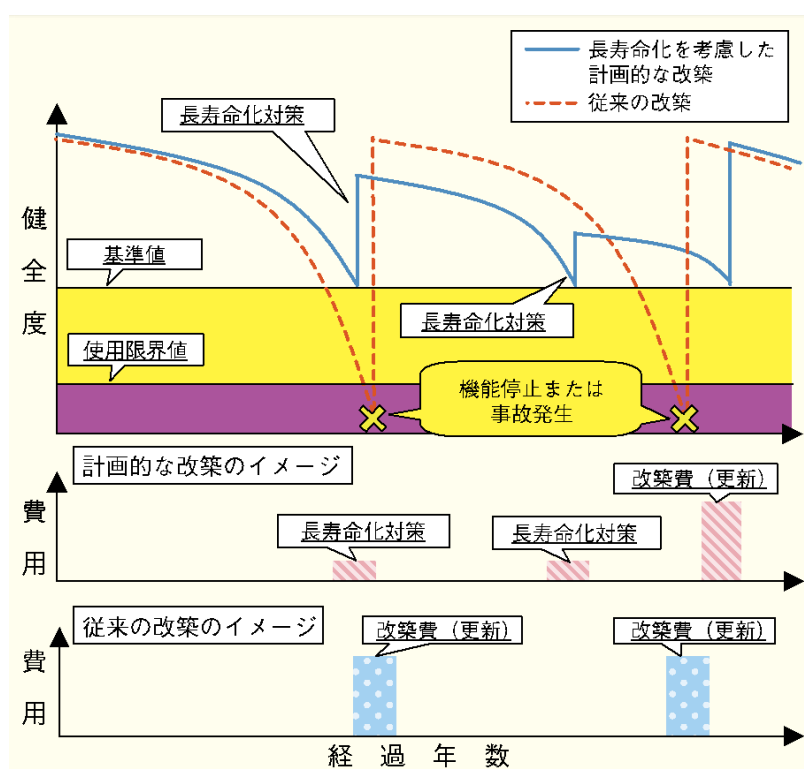
(2) 予防保全と事後保全

予防保全型の維持管理を行う施設では、建物や設備の保全を計画的に行い、老朽化等の状況を踏まえて必要な長寿命化対策を実施します。事後保全型の維持管理を行う施設では、長期的な使用を見越した長寿命化対策は想定せず、利用上の支障となる劣化等について、その都度対応します。

柏原市立第二体育館、自然体験学習施設については予防保全型の維持管理とし、それ以外の施設は事後保全型の維持管理とします。

<予防保全型の維持管理のイメージ>

- ・建物や設備の保全計画を立て、劣化状況に応じた長寿命化対策を予防的に行うことで、機能停止や事故発生を未然に防ぐとともに、ライフサイクルコストの低減にもつながります。



資料：国土交通省ホームページ（国土交通白書）

2 保全計画

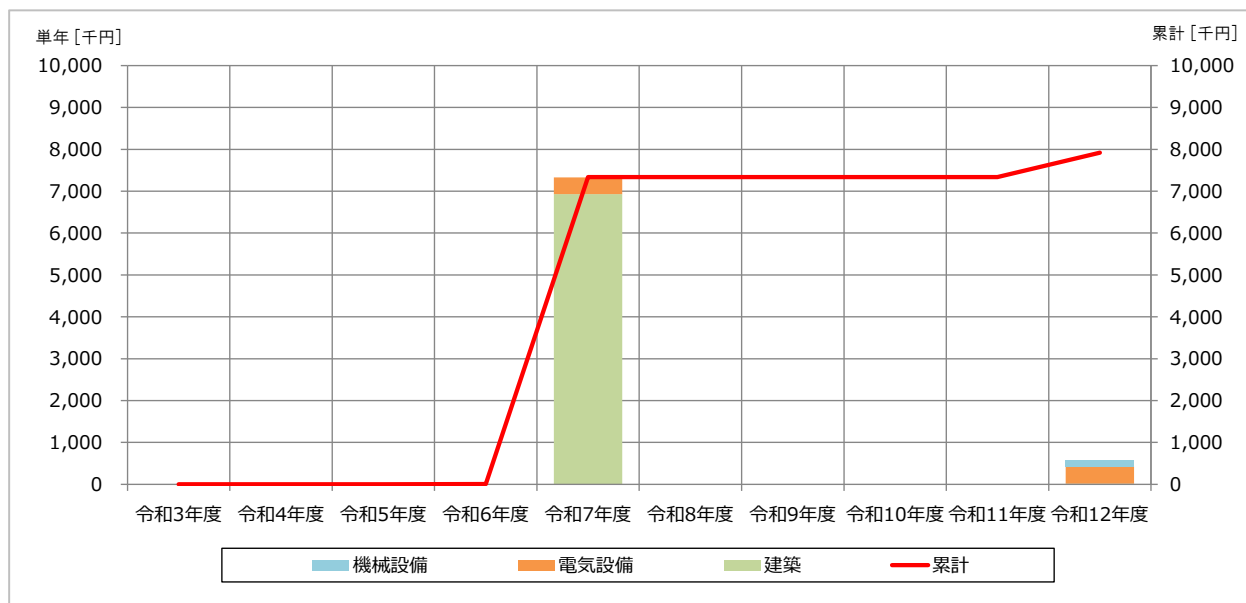
柏原市立第二体育館、自然体験学習施設について、計画期間（10年間）に想定される予防保全費用を次ページに示します。

予防保全費用は、「平成31年版建築物のライフサイクルコスト 第2版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」のLCC計算プログラムにより算出したものであり、部位・部材ごとの保全周期に基づいて予防保全費用を計上しています。また、過去の修繕等の履歴や、本計画の策定にあたって実施した劣化診断調査の結果も踏まえ、修繕・更新等の時期を適宜調整しています。

なお、各年度に実際の工事を実施するかどうかについては、今後の劣化状況等も踏まえて判断することになります。

(1) 柏原市立第二体育館の保全計画

建 築	部位・部材ごとの保全周期に従い、修繕・更新費用を計上。
電気設備	同上
機械設備	同上



単位：千円

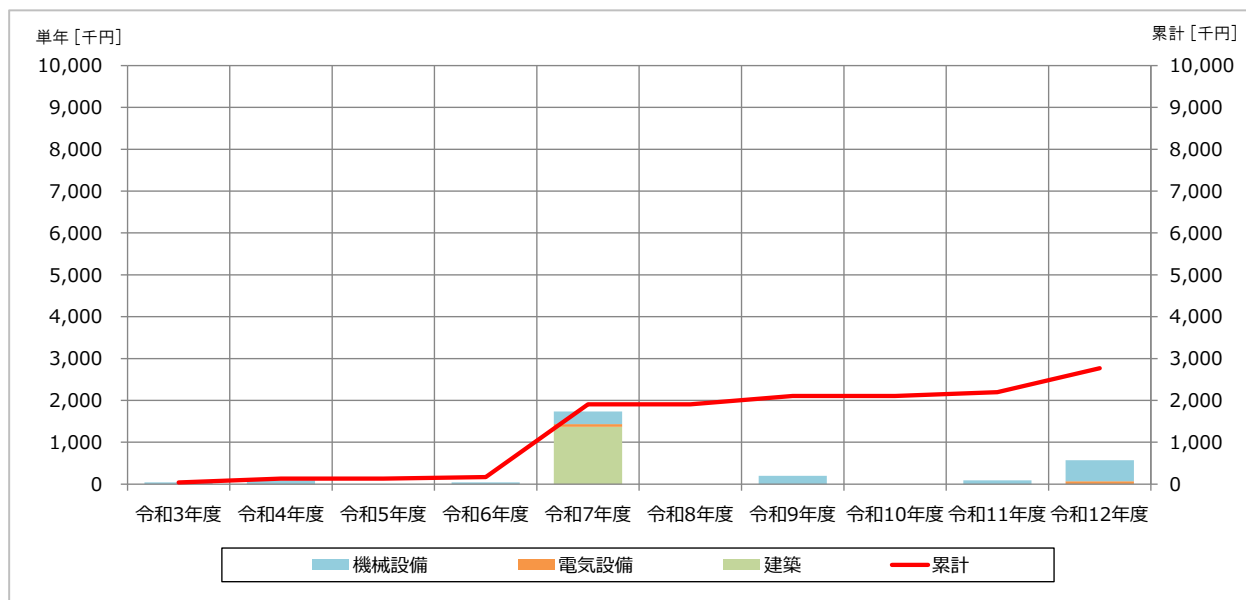
工事種別	区 分	年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
		竣工後年数	36年目	37年目	38年目	39年目	40年目	41年目	42年目	43年目	44年目	45年目
建築	屋根		0	0	0	0	530	0	0	0	0	0
	外部		0	0	0	0	654	0	0	0	0	0
	外部建具		0	0	0	0	1,205	0	0	0	0	17
	内部建具		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内部		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	外構		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	外部足場		0	0	0	0	4,540	0	0	0	0	0
	小 計		0	0	0	0	6,930	0	0	0	0	17
電気設備	電力		0	0	0	6	390	0	0	0	0	390
	受変電		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電力貯蔵・発電		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通信・情報		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通信・情報 (防災)		0	0	0	0	13	0	0	0	0	13
	中央監視		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	避雷・屋外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計		0	0	0	6	402	0	0	0	0	402
機械設備	空調		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	換気		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	排煙		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自動制御		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	給排水衛生		0	0	0	0	0	0	0	0	0	165
	消火		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガス		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昇降機その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	165
合計			0	0	0	6	7,332	0	0	0	0	584

※予防保全費用は、「平成 31 年版建築物のライフサイクルコスト 第 2 版」の LCC 計算プログラムを用いて算出し、部位・部材ごとの保全周期に基づいて費用を計上しています。各年度に実際の工事を実施するかどうかについては、今後の劣化状況等も踏まえて判断することになります。

※小数点以下の端数処理の関係上、各項目の合計値と、小計欄、合計欄の数値は完全に一致しない場合があります。

(2) 自然体験学習施設の保全計画

建 築	部位・部材ごとの保全周期に従い、修繕・更新費用を計上。
電気設備	同上
機械設備	同上



単位：千円

工事種別	区 分	年度 竣工後年数	令和3年度 (2021) 6年目	令和4年度 (2022) 7年目	令和5年度 (2023) 8年目	令和6年度 (2024) 9年目	令和7年度 (2025) 10年目	令和8年度 (2026) 11年目	令和9年度 (2027) 12年目	令和10年度 (2028) 13年目	令和11年度 (2029) 14年目	令和12年度 (2030) 15年目
建築	屋根		0	0	0	0	321	0	0	0	0	0
	外部		0	0	0	0	301	0	0	0	0	0
	外部建具		0	0	0	0	19	0	0	0	0	4
	内部建具		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内部		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	外構		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	外部足場		0	0	0	0	728	0	0	0	0	0
	小 計		0	0	0	0	1,369	0	0	0	0	4
電気設備	電力		0	1	0	0	63	0	0	0	1	63
	受変電		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電力貯蔵・発電		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通信・情報		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通信・情報（防災）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央監視		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	避雷・屋外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計		0	1	0	0	63	0	0	0	1	63
機械設備	空調		41	88	0	41	176	0	199	0	88	217
	換気		0	0	0	0	129	0	0	0	0	129
	排煙		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自動制御		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	給排水衛生		0	0	0	0	0	0	0	0	0	161
	消火		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガス		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昇降機その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計		41	88	0	41	305	0	199	0	88	507
合計			41	89	0	41	1,736	0	199	0	89	573

※予防保全費用は、「平成 31 年版建築物のライフサイクルコスト第 2 版」の LCC 計算プログラムを用いて算出し、部位・部材ごとの保全周期に基づいて費用を計上しています。各年度に実際の工事を実施するかどうかについては、今後の劣化状況等も踏まえて判断することになります。

※小数点以下の端数処理の関係上、各項目の合計値と、小計欄、合計欄の数値は完全に一致しない場合があります。